

会報

VOL. 53

2025年 新春号

癒しの県 和歌山



くまのうぐいす  
「熊野鶯の森」2024年11月3日撮影  
※裏表紙参照

# じゅんかん わかやま



一般社団法人 和歌山県産業資源循環協会

# 目 次

1. ごあいさつ	
① 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会会長	須磨 徳裕 ..... 2
② 和歌山県知事	岸本 周平 ..... 3
③ 和歌山市長	尾花 正啓 ..... 4
④ 和歌山県警察本部生活安全部生活環境課長	福田 智哉 ..... 5
2. 行政ニュース	
① 県職員を対象としたフードドライブを実施しました	..... 6
② 和歌山県ごみの散乱防止強化月間を中心とした県の取組紹介	..... 7
③ アスベストの事前調査における資格の義務化について	..... 9
④ フロン類の回収が確認できない機器の引取りは違法です	..... 12
⑤ 土壌汚染対策法について	..... 17
⑥ 人権チェックリスト	..... 21
3. 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会理事会	
令和6年度第2回・第3回理事会	..... 22
4. 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会活動	
① 「安全宣言書」の作成と掲示にご協力をお願いします	..... 23
② 「熊野鶯の森」(和歌山県企業の森事業)	..... 28
③ 令和6年度産業廃棄物処理現場担当者研修会【継続学習制度(CPDS)の講習会認定】	..... 30
④ 不法投棄防止巡回パトロール	..... 31
⑤ 第9回親睦チャリティーゴルフコンペ	..... 34
⑥ 「九度山町」に車いすを寄贈	..... 34
⑦ 令和6年度安全衛生推進研修会	..... 35
⑧ 相互安全衛生パトロール	..... 36
⑨ 第28回クリーンアップキャンペーン	..... 38
⑩ 青年部会活動	..... 38
5. 公益社団法人全国産業資源循環連合会関係	
① 会議報告	..... 41
② 全国産業資源循環連合会政治連盟	..... 41
6. 事務局だより	
① 災害廃棄物処理に対する取り組み	..... 42
② 産業廃棄物処理業の許可申請等に関する講習会	..... 43
③ 許可期限のお知らせ	..... 44
④ 新入会員の紹介	..... 45
⑤ 協会への入会の勧誘	..... 48
⑥ 建設業の経営事項審査の加点対象について	..... 49
⑦ 全産連和歌山県地区政治連盟への加入のお願い	..... 50
⑧ 「ヒヤリ・ハット」体験事例の募集について	..... 51
⑨ 協会ホームページ掲載情報	..... 53
7. 情報コーナー	
① 令和6年11月1日道路交通法の改正について	..... 55
② 大阪湾広域臨海環境整備センターからのお知らせ	..... 57
8. 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の令和6年主要事業・行事	..... 58

## 新年のごあいさつ



一般社団法人和歌山県産業資源循環協会  
会長 須磨徳裕

新年おめでとうございます。

皆様におかれましては、新たな気持ちで良き年をお迎えのことと存じます。また、平素は(一社)和歌山県産業資源循環協会に多大なるご理解とご協力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

協会では、昨年、「2050年カーボンニュートラル」への取り組みとして、約1年かけて災害防止や二酸化炭素吸収機能を向上させる和歌山県「企業の森」事業への参画ができませんでした。すさみ町「熊野鶯の森」と名付けた山地に、新緑(ウバメガシ)が芽吹き、春には桜(ヤマザクラ)、秋には楓(イタヤカエデ)が彩る活力がみなぎる森林となることを願いながら苗木を植え、10年かけて持続可能な社会形成に貢献する新しい森に育てたいと思います。また、あらためて和歌山の自然の豊かさや魅力を感じられる良い機会ともなりました。

さて、国は、「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング・高い生活の質の実現」を環境政策の最上位の目標として掲げた「第6次環境基本計画」を推進していくため、気候変動問題や生物多様性の損失、汚染という社会全体が直面している危機に対し、早急に経済社会システムの変革を行い、環境の質を上げることで「循環共生型社会」の成長・発展の実現を打ち出しています。サーキュラーエコノミー(循環経済)への移行を加速化することを国家の重点戦略に位置付け、廃棄の無い、地球に優しい社会づくりを急務とし、動静脈産業の連携が深く求められています。また、我が国が持続可能な社会になるよう資源循環の産業競争力強化を進め、再生材の供給を確実なものにしていく再資源化事業等高度化法(資源循環の促進の再資源化事業等の高度化に関する法律)が策定されました。詳細についてはまだですが、排出される廃棄物の適正処理において、今まで以上に再資源化が最重要な位置づけとなり、動静脈産業の能力を持った事業者や実務者が連携のもと、コンプライアンスを遵守し、資源の効率的な使用、継続的な循環利用、適正な廃棄物管理の徹底が必要となり、廃棄物業界にとって非常に大きな転換期を迎えることが想定され意識を高く持ち皆様とともに取り組んでまいります。

結びにあたり、私をはじめ役員一同、微力ではございますが、産業廃棄物業界の繁栄、(一社)和歌山県産業資源循環協会の発展に尽力してまいりますので、協会の取り組みへのご理解とご協力、ご参加をお願いいたします。本年も皆様のご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げますとともに、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

## 新年のごあいさつ



和歌山県知事 岸本周平

明けましておめでとうございます。

今年は、新しい総合計画をつくり、2040年の和歌山県のめざす姿を県民の皆様にお示したいと思えます。私が生まれた1956年には日本全体で166万人の赤ちゃんが誕生しましたが、今は70万人前後ですから、人口減少を前提に県民の皆様が幸福に暮らせる道筋を考えなければなりません。そのために、県民の皆様から知恵と御意見をいただく、「2040年の和歌山を語る会～熟議～」、タウンミーティングや小中学生の作文募集など、県民参加のプログラムを実施し、皆様と未来の和歌山について一緒に考え、多様な視点を新しい総合計画に反映していきます。

令和6年能登半島地震の経験を踏まえ、県の防災のあり方について見直しを進めています。特に、避難所におけるトイレの確保や温かい食事の提供の重要性が改めて認識されました。この教訓をもとに、市町村と協力し、トイレトラックやキッチンコンテナの導入を進めています。また、国土強靱化による防災、減災事業にも取り組み、道路や河川、海岸整備など災害に強いインフラ整備を更に進めます。

働き方改革では、まず県庁から変わらなければと、昨年、「男性育休100%宣言」、「勤務間インターバル宣言」、「女性の再就職応援宣言」をしました。県庁の男性職員の育休取得率は約3割から6割超へと向上しています。また、午後5時以降は会議を禁止し、できるだけ残業を減らすとともに、1年間を通じて、ノージャケット、ノーネクタイ、スニーカーなどの軽装勤務やリモートワークの推進などにより、効率的な働き方を推進しています。これらの取組により、仕事の能率が上がり、県民サービスが向上することをめざしています。

子育て支援では、子育て世帯の経済的負担を軽くするため、昨年10月から県内の小中学校で給食費の無償化を実現できました。地域に多世代交流を取り戻すために「こども食堂」も応援しています。また、いじめ・不登校に関するきめ細かな対応や虐待防止など、こどもたちが安心して暮らせるよう取り組んでいます。引き続き、多様性、公平、包摂の考え方に基づいた県政を進めていきます。

さらに、大阪・関西万博では、関西広域連合パビリオンの和歌山ゾーンで「和歌山百景—靈性の大地—」をテーマに、神話時代から続く和歌山の精神文化から育まれた自然、歴史や文化、食、産業の魅力を国内外に発信し、観光誘客やビジネス機会の創出に取り組んでいます。また、農林水産業を推進し、脱炭素先進県として、カーボンニュートラルに資する産業の振興や、民間小型ロケット射場「スペースポート紀伊」の発展を前提としたロケット産業の誘致など、新産業の創出にも注力していきます。

結びに、新しい一年が、県民の皆様にとって輝かしい年となりますことをお祈り申し上げ、年頭の御挨拶といたします。

## 新年のごあいさつ



和歌山市長 尾花正啓

新年あけましておめでとうございます。一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の皆様が健やかに新年を迎えられましたことを心よりお慶び申し上げます。

日頃より、廃棄物の適正処理の推進や資源循環の促進にご尽力いただいていることに加え、不法投棄防止巡回パトロール、各種講習会・研修会の開催等に取り組んでいただいていることに心から感謝申し上げます。

さて、政府は令和6年8月に第五次循環型社会形成推進基本計画を閣議決定しました。本計画では、循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するために、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済から持続可能な形で資源を有効利用する循環経済への移行を推進することが謳われています。循環経済への移行にあたって、廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量の削減を取組指標としています。温室効果ガス排出量の削減のためには、廃棄物発生量の削減は重要な要素となっております。3R+Renewable等について個々の行動の意識を高めていくことにより、廃棄物排出量の削減へとつながると考えます。本市におきましても、廃棄物を貴重な資源として捉えリサイクル率の向上のため、官民一体となって連携を取り、地域の資源循環システムの構築へと努めてまいります。

本市におきましては、使用済み詰替えパックを新たなパックへと水平リサイクルすることを目的とし、回収方法の実証実験として、市職員などを対象として毎月分別回収活動を進めています。また、学校の授業や出前講座等を通じて子ども達にも3R行動への認識を深めてもらい、積極的に水平リサイクルを実施してまいります。また、使用済み詰替えパック以外にも、廃油の回収、ペットボトル水平リサイクル等の活動により、引き続き環境負荷低減を目指し、循環経済への取組を進めてまいります。

循環型社会の形成を進めていく中で、廃棄物の発生を抑制しつつ、廃棄物の循環利用を心掛け、廃棄物を適正に処理することが重要課題となっております。貴協会の皆様におかれましては、引き続きご助力をいただき、今後も本市の環境行政にご理解とご協力を賜り、魅力あるまちづくりの支えとなっていただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴協会の皆様の益々のご発展と、本年が皆様にとって更なる飛躍の年となるよう祈念しまして年頭のご挨拶とさせていただきます。

## 新年のごあいさつ



和歌山県警察本部生活安全部

生活環境課長 福田 智 哉

新年あけましておめでとうございます。

令和7年の年頭に当たり、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の皆様方におかれましては、清々しい新年を迎えられましたことと心からお慶び申し上げます。

また、皆様には、平素より産業廃棄物の適正処理の推進に努められるとともに、不法投棄防止巡回パトロールや廃棄物の撤去活動等の地域社会の環境保全活動に大きく寄与されておりますことに、心から敬意を表する次第です。

和歌山県警察では、令和6年10月末現在、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反事件で51件、54人（前年同期比-11件、同-17人）を検挙しています。

当県内に限れば、廃棄物事犯の検挙件数はやや減少傾向にあるように思えますが、全国的には依然として人目に付かない山中に産業廃棄物を大量に投棄する等の大規模で悪質・巧妙な廃棄物事犯が多数発生しています。

また県内におきましても、検挙事件の内訳を詳しく見ていきますと、一般廃棄物の不法投棄及び不法焼却等事件が42件42人の検挙であるのに対し、産業廃棄物の不法投棄及び不法焼却等事件は9件12人の検挙であり、廃棄物事犯全体の凡そ1/5を産業廃棄物事犯が占めていることとなります。

もちろん規模の大小にかかわらず、不法投棄や不法焼却をはじめとする各種環境犯罪は、一度発生すれば自然環境を破壊し取り返しのつかないダメージを与えるとともに、県民の生活や健康にまで多大な影響を及ぼすものですから、未然防止はもちろん、発生してしまった事犯の早期把握、早期検挙による被害の拡大防止が極めて重要です。

当県警では平成13年以降、環境機動捜査隊（通称「エコポリス」）と環境保全対策推進班から構成される、和歌山県警察環境保全対策推進本部を警察本部に設置しています。

このうちエコポリスは主として環境犯罪の取締りを、環境保全対策推進班は主に環境犯罪情報の収集や分析、県下73名に委嘱している民間ボランティア「紀の国環境モニター」との連絡調整等をその主務としており、県警ではこれら二班を和歌山県警環境犯罪対策の両論と定め、各種環境犯罪の検挙や活発な啓発活動等を行っています。

本年も、引き続き和歌山の豊かな自然環境を保全し、県民生活の安心・安全を守るために、貴協会をはじめとした関係機関と相互の連携を図りながら、各種取締りを強化し、効果的な広報・啓発活動を推進してまいりますので、変わらぬご理解、ご協力を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

令和7年は巳年です。干支における「巳」とは変化や成長、そして再生の象徴とも言われますが、ヘビが脱皮を繰り返しながら成長していくように、私たちも常に社会の変化に対応し、進化していくことが求められます。

巳年が象徴するような貴協会の益々のご成長とご活躍、また会員の皆様のご健勝を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

## 2 行政ニュース

### 2-① 県職員を対象としたフードドライブを実施しました

和歌山県循環型社会推進課

食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年10月1日施行）により、10月は「食品ロス削減月間」、10月31日は「食品ロス削減の日」と定められています。

県では、月間中に、食品ロス削減に向けた取り組みの一環として県職員を対象としたフードドライブを実施しました。

フードドライブとは、家庭で余っている食品を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめてこども食堂や福祉施設等に提供する活動のことで、必要とする人々へ食べものを届けることができ、なにより家庭から出る食品ロスの削減につながります。

職場や地域等で気軽に実施でき、SDGsにも貢献できる取組として注目を集めている「フードドライブ」を、皆様の職場でもぜひ行ってみませんか？

#### 1 実施結果

実施期間	受付場所	対象者	重量（数量）	提供先
R6.10.28（月） ～R6.11.1（金）	循環型境推進課 こども未来課	県職員	43.42kg (515点)	こども食堂

〔受付食品〕

- ・常温で保存できるもの、賞味期限が2か月以上残っているもの、未開封のもの等  
(生鮮食品、アルコール類、冷蔵冷凍など温度管理が必要なもの等は受付不可。)

#### 2 実施風景

(集まった食品)



(受付の様子)



#### 県内のフードドライブ活動

県内のフードドライブやフードドライブの活動について、循環型社会推進課ホームページでご紹介しています。QRコードよりご覧ください。



## 2-② 和歌山県ごみの散乱防止強化月間を中心とした県の取組紹介

和歌山県循環型社会推進課

令和2年4月「和歌山県ごみの散乱防止に関する条例」が一部施行され、同年10月に全面施行されたことから、県では毎年10月を「ごみの散乱防止強化月間」に設定しています。

この期間中、県では県民の皆様や県産業資源循環協会、企業団体、関係自治体、関係機関等と協働して積極的な取組みを実施するとともに、県民に対してより一層の環境保全に対する意識の向上を促し、ごみの散乱防止に努めています。

特に県産業資源循環協会には、県内各地の巡回パトロールで不法投棄廃棄物の撤去等を実施していただき、多大な御協力をいただきました。

県では、期間中、1 監視指導の強化、2 撤去清掃活動、3 啓発活動の三つを柱とし、次のような活動を実施しました。

### 1 監視指導の強化

#### (1) 通報協力依頼

協力団体、ラジオ放送を通じて不法投棄通報の呼び掛け  
広報誌、廃棄物指導室ホームページへの掲載

#### (2) 主な監視パトロール

環境監視員によるごみ散乱多発場所における重点パトロール  
保健所と管内市町村・警察署の合同監視パトロール  
海上保安庁との合同海上パトロール 写真①

(海南海上保安署10月2日実施、田辺海上保安部10月29日実施)

廃棄物指導室、保健所合同で解体工事現場立入検査 写真②

#### (3) 監視カメラによる監視強化

県で約150台以上の監視カメラを運用  
監視カメラを県内の随所に設置しての監視を実施 写真③

### 2 主な撤去清掃活動

わかやまごみゼロ活動応援制度登録団体による清掃活動

県産業資源循環協会との合同による、和歌山市内一円不法投棄防止巡回パトロール  
(10月17日実施) 写真④

県産業資源循環協会との合同による、かつらぎ町周辺不法投棄防止巡回パトロール  
(10月24日実施)

県産業資源循環協会との合同による、田辺市周辺不法投棄防止巡回パトロール  
(10月31日実施)

### 3 主な啓発活動

県民への教育啓発を目的とした啓発ポスター、啓発チラシの作成及び関係機関に対する掲示依頼（依頼枚数：ポスター約400枚、チラシ約5,000枚）写真⑤

県税事務所・警察署との合同路上啓発活動（軽油抜取路上検査時に実施）写真⑥  
広報車による啓発活動

このように県では、陸上でのごみの散乱を防止し海洋ごみ問題解決、また県民の皆様にとって健康で文化的な生活の構築に向けた取組みを引き続き行っていきますので、会員の方々の御協力を今後ともよろしくお願いします。

写真①



写真②



写真③（監視カメラが撮影した画像）



写真④



写真⑤



写真⑥



## 2-③ アスベストの事前調査における資格の義務化について

和歌山県環境管理課

### ◆ アスベストとは

アスベスト（石綿）は、耐火、耐熱、防音等の性能に優れた天然の鉱物で、安価で加工しやすいことから、多くが建築材料に使用されてきました。吸引することにより肺がんや中皮腫等の健康被害を引き起こすため、日本では、現在、製造・使用等が禁止されていますが、過去に使用されたものの多くは建築物等に残存しています。

### ◆ 建築物等の解体・改修時には事前調査（アスベストの有無）が必要です

建築物等の解体・改修時には事前調査が義務付けられており、一定規模以上の工事はシステムによる結果報告が必要です。事前調査の報告をせず、もしくは虚偽の報告をした場合は30万円以下の罰金が科せられます。

### ◆ 資格者等による事前調査が義務化されました

建築物の解体・改修工事に加えて、令和8年1月1日以降に着工する工作物の解体・改修工事も、資格者等による事前調査が義務付けられました（別添チラシ参照）。建築物・工作物の解体・改修時には資格者等による事前調査の徹底をお願いします。

### ◆ アスベストを含む建材を使用した建物を解体・改修する際には

建築物等の解体等作業を行う際において、対象建築物にアスベスト含有建材がある場合は、大気汚染防止法に定められている作業基準を遵守の上、飛散防止対策の徹底をお願いします。

アスベスト含有吹付け材、保温材・断熱材・耐火被覆材を除去する場合は、県又は和歌山市への事前届出が必要です。

解体・改修・各種設備工事を行う施工業者（元請事業者）の皆さまへ

# 石綿（アスベスト）の事前調査は 施工業者（元請事業者）が 必ず行う必要があります！

## 有資格者による事前調査

石綿（アスベスト）が含まれているかどうかの調査（事前調査）は、「建築物」の工事（新築以外）を行う前に、有資格者に行わせる必要があります。

4.3.4 事前調査を実施する者 参照 →

※「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」93～95P



「工作物」の工事の事前調査は  
令和8年1月1日以降着工  
の工事から有資格者に行わせる  
必要があります。

石綿総合情報ポータルサイト  
工作物石綿事前調査者 参照 →



## 事前調査結果の報告

一定規模以上の工事は、労働基準監督署と都道府県等に対して事前調査結果等を報告する必要があります。

パソコン・  
スマホから  
24時間報告  
可能



調査結果のほか、作業主任者の氏名や石綿ばく露防止措置等も報告が必要な場合があります。

4.3.7 都道府県等、労働基準監督署への報告 参照 →

※「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」101～103P



## 事前調査結果の保存

事前調査の記録等を作成し、記録の写しを除去等の作業中に現場に備え付けるとともに、作業終了後も3年間保存する必要があります。

4.3.5 事前調査の記録等の作成、備え付け及び保存 参照 →

※「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」95～98P



「石綿総合情報ポータルサイト」もご覧ください！

建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置、各種マニュアル、石綿障害予防規則の概要、事前調査者の資格を取得するための講習会情報、関係行政機関のリンク先情報等、事業者・作業員・発注者や住民の皆さまに向けた様々な情報を掲載しております。



石綿総合情報ポータルサイト 🔍 検索

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

# 工事・作業別の規制内容の早見表

## ■工事開始前まで

規制内容	工事の種類	全ての解体・改修工事		
		建築物	工作物	鋼製の船舶
事前調査・分析調査の実施 <sup>※1</sup> 、記録の3年保存【3条】		●	●	●
事前調査に関する資格者要件【3条】		●	▲ <sup>※2</sup>	●
分析調査に関する資格者要件【3条】 <sup>※1</sup>		●	●	●
事前調査結果等の報告（工事開始前まで）【4条の2】		● <sup>※3</sup>	● <sup>※4</sup>	● <sup>※5</sup>
作業計画の作成（石綿含有建材がある場合）【4条】		●	●	●
計画の届出（工事開始の14日前まで）【安衛法88条（安衛則90条）、5条】		● <sup>※6</sup>	● <sup>※6</sup>	● <sup>※6</sup>

- ※1 事前調査で石綿の使用の有無が明らかとならなかったときは、有資格者による分析調査を行う必要があるが、「石綿使用有り」と見なして分析調査を行わない場合は、法令に基づく措置を講じる必要があります。
- ※2 令和8年1月1日から施行されるが、施行前も有資格者による事前調査の実施が望ましい。
- ※3 床面積の合計が80㎡以上の解体工事又は請負金額100万円以上の改修工事に限る。
- ※4 特定の工作物の解体工事又は改修工事であって、かつ請負金額100万円以上の工事に限る。
- ※5 総トン数が20トン以上の鋼製の船舶に係る解体工事又は改修工事に限る。
- ※6 吹付け石綿等（レベル1建材）又は石綿含有保温材等（レベル2建材）がある場合に限る。建設業・土石採取業以外の事業者にあつては、作業の届出（工事開始前まで）が適用。



## ■工事開始後（石綿含有建材を扱う作業に限る）

主な規制内容	工事の種類	吹付け石綿、保温材等の除去等（レベル1・2）	けい酸カルシウム板第1種の破砕等	仕上塗材の電動工具による除去	スレート板等の成形品の除去（レベル3）
		事前調査結果の作業場への備え付け、掲示【3条】		●	●
石綿作業主任者の選任・職務実施【19条、20条】		●	●	●	●
作業員に対する特別教育の実施【27条】		●	●	●	●
作業場所の隔離【6条、6条の2、6条の3】		●	●	●	
隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認【6条】		●			
作業時は「建材を湿潤な状態に保つこと」「除じん性能を有する電動工具を使用すること」「その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置」のいずれかの措置【6条の2、6条の3、13条】		●	●	●	●
マスク、保護衣等の使用【14条】		●	●	●	●
関係者以外の立入禁止・表示【15条】		●	●	●	●
石綿作業場であることの掲示【34条】			●	●	●
作業員ごとの作業の記録・40年保存【35条】		●	●	●	●
作業実施状況の写真等による記録・3年保存【35条の2】		●	●	●	●
作業員に対する石綿健康診断の実施【40条】		●	●	●	●

(※) 表の条番号に法令名がない場合は、石綿障害予防規則、「安衛法」は労働安全衛生法、「安衛則」は労働安全衛生規則を指します。

(R6.8)

## 2-④ フロン類の回収が確認出来ない機器の引き取りは違法です ～建築物解体時や機器引取時において、フロン類の適正な処分をお願いします～

和歌山県環境管理課

フロン類は、オゾン層の破壊や地球温暖化の原因となるため、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(以下「フロン排出抑制法」という。)により、製造から廃棄まで包括的な排出抑制対策が求められています。

特に、業務用エアコンディショナー、業務用冷蔵機器及び業務用冷凍機器は、フロン類を扱う第一種特定製品として規制されており、法に基づきフロン類を確実に回収する必要があります。

### 【建設・解体業者の皆様】

～建物解体時には事前確認が必要です～

建築物等の解体工事の元請業者は、第一種特定製品の有無を確認の上、工事発注者に「事前確認書」で説明し、その書面の写しを3年間保存しなければなりません。

また、事前確認の結果、第一種特定製品があり、廃棄する場合には、機器に充填されているフロン類を第一種フロン類充填回収業者に引き渡さなければなりません。

### 【廃棄物・リサイクル業者の皆様】

～フロン類が回収されたことを確認できない機器の引取りは、法で禁止されています～

機器を引き取る際は、引取証明書(写し)でフロン類が回収済みであることを確認してください。

なお、第一種フロン類充填回収業者として自らフロン類を回収する場合は、引き取りが可能です。

※家庭用の製品についても、家電リサイクル法、廃棄物処理法によりフロン類の回収が義務づけられています。

#### 罰則の強化

フロン類をみだりに放出した場合、1年以下の懲役または50万円以下の罰金などの、刑事罰の対象となります。業務用のフロン類使用機器を処分する際は、十分にご注意ください。

問い合わせ先 和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課  
電話 073-441-2688

建設・解体業者の皆様へ

フロン排出抑制法の改正により

2020年  
4月施行

# 建物解体時の 規制が強化されました。

フロン排出抑制法の  
対象となる機器

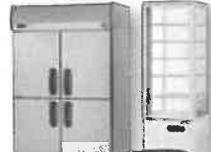
業務用のエアコン・  
冷凍冷蔵機器のうち、  
フロン類が  
使われているもの



店舗用エアコン



ビル用  
マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



冷凍冷蔵用  
ショーケース

など

## 建設・解体業者

やるべきこと

- 1 解体する建物において業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器の有無を事前確認し、その結果を書面で発注者に説明。

**改正点** その書面の写しを3年間保存。

- 2 フロン類の回収を充填回収業者に依頼。  
(工事の発注者から充填回収業者へのフロン類引渡しを受託した場合)

- 3 フロン類が回収されていることを確認し廃棄物・リサイクル業者に機器を引渡し。



フロン類をみだりに放出した場合、  
1年以下の懲役 または 50万円以下の罰金

## 工事の発注者



改正点

フロン類を未回収のまま行う  
機器廃棄は直接罰の対象。

違反した場合、  
50万円以下の罰金

## 廃棄物・ リサイクル業者



改正点

フロン類の回収が確認でき  
ない機器の引取りは禁止。

違反した場合、  
50万円以下の罰金

# ビル・商業施設の解体工事を依頼されたら……

- 解体する建物において業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器の有無を確認します。
- 事前確認書面に結果を記入し、その内容を工事発注者に説明します。
- 書面を工事発注者と解体業者がそれぞれ3年間保存します。

事前確認書面

## 機器がある場合

## 機器がない場合

フロン類が回収済み

フロン類が未回収

機器がない場合でも、書面を保存してください!

方法②の場合

- 方法①: 工事発注者から委託確認書を受け、フロン類の回収を充填回収業者に依頼します。
- 方法②: 工事発注者に対して、発注者自ら(又は第三者に委託して)フロン類の回収を充填回収業者に依頼するよう伝えます。

方法①の場合

○工事発注者からフロン類の引取証明書の写しをもらいます。

○充填回収業者から引取証明書の写しをもらい、3年間保存します。

※引取証明書の写しを必要部数用意します。

委託確認書

充填回収業者\*



フロン類を回収し、引取証明書を発行します。  
※都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者

引取証明書(写し)

○廃棄物・リサイクル業者に廃棄機器を引渡す際に引取証明書の写しを渡します。

引取証明書によりフロン回収済みであることを確認できないと、その機器の引取りは拒否されます!

※廃棄物・リサイクル業者が充填回収業の登録を受けている場合には、フロン類の回収とあわせて機器の引取りも依頼することができます。

## フロン類は強力な温室効果ガスです!

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100~10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



### ■ お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局 <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

TEL:03-3581-3351 (内線6753)

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

TEL:03-3501-1511 (内線3711)



廃棄物・リサイクル業者の皆様へ

フロン排出抑制法の改正(2020年4月1日施行)により  
フロン類の回収が確認できない機器の  
**引取りは禁止されました。**

違反した場合には**50万円以下の罰金**が科せられます。

### 対象となる機器

業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうち、フロン類が使われているもの



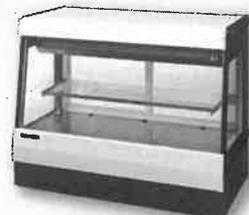
店舗用エアコン



ビル用マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



冷凍冷蔵用ショーケース など

引取証明書(写し)でフロン類が回収済みであることを確認したとき

または

充填回収業者として自らフロン類を回収するとき  
は引き取ることができます。

### 対象とならない機器



カーエアコン



家庭用製品



室内機のみ

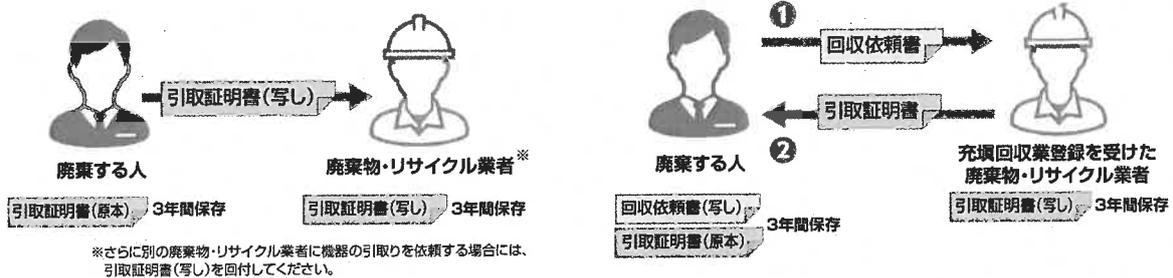
※カーエアコンは自動車リサイクル法、家庭用製品は家電リサイクル法の対象です。

**Q** 具体的にどういった場合に対象機器の引取りが可能ですか？

**A** 主に以下の場合に引取りが可能です。

**① 引取証明書を受け取った場合**

**② 自らフロン類を回収する場合**



**Q** 家庭用の製品はどのように処分したらよいのでしょうか？

**A** 家電リサイクル法等に従い、フロン類を回収してください。  
※廃棄物処理法によって、処理基準上フロン類の回収が義務づけられています。

**Q** 可燃性冷媒のノンフロン機器はどのように処分したらよいのでしょうか？

**A** 冷媒回収の義務はありませんが、機器処分の際には火災等に十分気をつけてください。

## フロン類は強力な温室効果ガスです！

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100～10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



### ■ お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局 <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

TEL:03-3581-3351(内線6753)

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

TEL:03-3501-1511(内線3711)



### 土壤汚染対策法について

土壤汚染対策法は、土壤汚染の状況の把握や土壤汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的とした法律で、平成15年2月から施行されています。

#### ★ 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書について

一定の規模\*以上の土地の形質の変更を実施する際は、着手日の30日前までに届出が必要です。届出をせずに、当該土地の形質の変更に着手した場合には罰則があります。

※一定の規模…有害物質使用特定施設が設置されている土地については900㎡  
それ以外の土地は3,000㎡

#### ★ 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書のオンライン手続きの開始について (届出する土地が和歌山市内の場合は対象外)

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書の手続きについて、和歌山県電子申請システムを利用したオンライン手続きを開始しました。

必要書類や手続き方法については、県庁環境管理課 HP 及び電子申請システムに記載していますので、ご確認ください。



【県庁環境管理課 HP】



【電子申請システム】

◇ 県庁環境管理課 HP

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032100/dojo/index.html>

◇ 電子申請システム

<https://logofrm.jp/form/WEVN/546398>

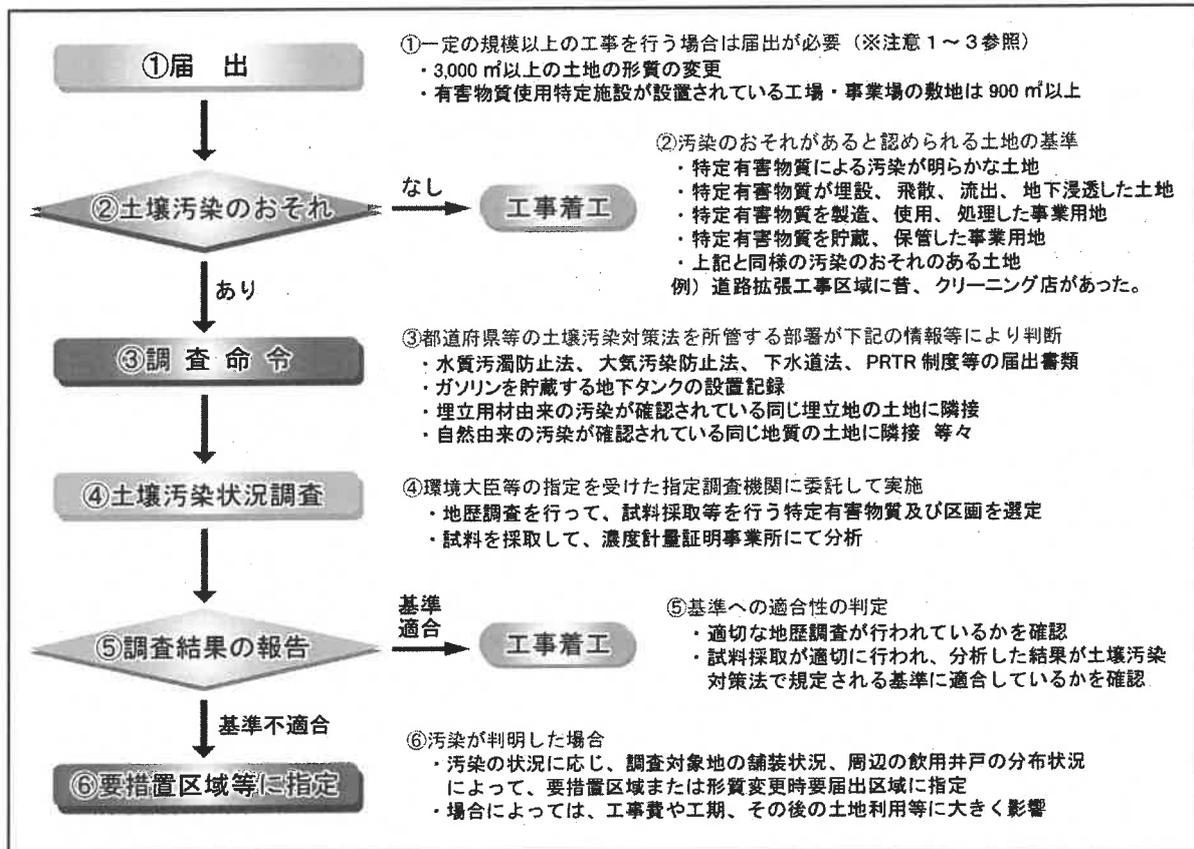
# 工事に係る土壤汚染対策法の届出をお忘れなく！

～3,000㎡（又は900㎡）以上の土地の形質の変更を行う場合は、事前の届出が必要です～

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第4条第1項の規定に基づき、一定の規模以上の土地の形質の変更（工事）を行う場合、着工の30日前までに都道府県知事等に届出が必要です。

届出をしないで、又は虚偽の届出をして、土地の形質の変更をした者は、同法第66条第2号の規定により、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処されます。

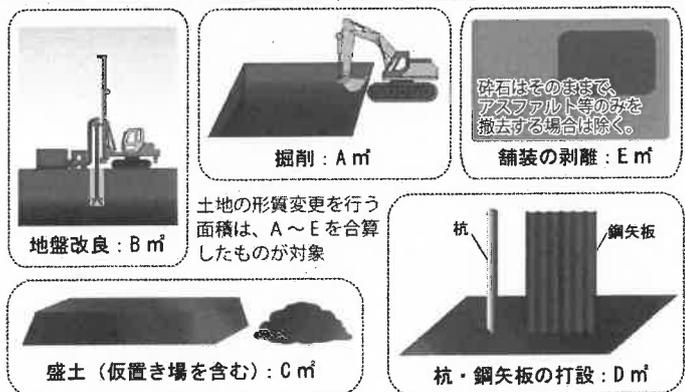
## <法第4条第1項の手続の流れ>



## 注意1：土地の形質の変更の対象

面積要件には盛土、土壌の仮置き、舗装の撤去・敷設、地盤改良などの区域も加算します。また、50cm以上の掘削の判断には杭打ち、鋼矢板打設なども含みます。

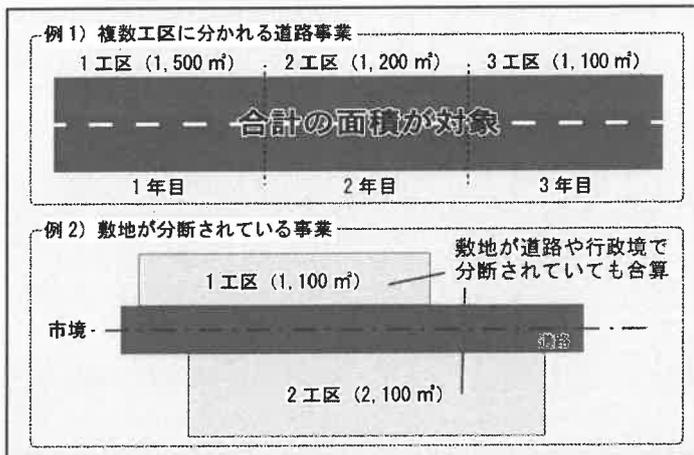
※原地盤の形質が変更されるか否かで判断して下さい。掘削の行為だけが対象ではないことにご注意下さい。



**注意 2 : 一体と見なすことができる工事は総面積でカウント**

一体と見なすことができる工事は、工区（発注年度）が分かれていても、飛び地になっても、基本的には、それらを統合した面積が届出の対象となります。同一の事業計画や目的の下で行われるものであり、個別行為の時間的近接性、実施主体等から総合的に判断されます。

<一体と見なすことができる工事の定義>  
「同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断」（環水大土発第 1903015 号環境省水・大気環境局長通知 平成 31 年 3 月 1 日より抜粋）



**注意 3 : 対象外になる工事は 3 要件とも該当すること**

届出対象外となる軽易な行為とは、3 要件のいずれにも該当する必要があります。

- ・ 土地の形質の変更を行う土地の区域外に土壌を搬出しない。
- ・ 土地の形質の変更に伴い土壌の飛散または流出が生じない。
- ・ 土地の形質の変更に係る部分の深さ（掘削深度）が全て 50cm 未満である。

なお、通常の農業、林業の作業路網の整備で区域外に土壌を搬出しない行為、非常災害のために必要な応急措置、鉱山関係の土地では届出は必要ありません。

**未届事案を防止するための取組事例**

- ・ 開発行為に係る法手続のチェックリストの作成
- ・ 予算編成にあたっての留意事項に係る資料の作成
- ・ 部内で届出の対象となる工事の年間予定表を作成
- ・ 国等のパンフレット等を用いた職員の勉強会の開催
- ・ 建築確認申請前の手続リストへ土壌汚染対策法の届出を追加
- ・ 開発行為に係る他の法手続を契機に職員間で注意喚起



**<開発行為に係る届出等が規定されている法令の例>**

都市計画法（第 29 条関係）	農地法（第 4 条、第 5 条関係）	騒音規制法（第 14 条関係）
建築基準法（第 6 条関係）	農業振興地域整備法（第 15 条関係）	振動規制法（第 14 条関係）
工場立地法（第 6 条関係）	宅地造成等規制法（第 8 条関係）	森林法（第 10 条、第 34 条関係）
土地改良法（第 96 条関係）	急傾斜地崩壊防止法（第 7 条関係）	文化財保護法（第 93 条関係）
道路法（第 24 条関係）	自然公園法（第 20、21、33 条関係）	地方自治体ごとの各種条例等

※届出の有無の判断に迷う場合などは、土壌汚染対策法を所管する都道府県又は政令市の各担当部署 (<https://www.env.go.jp/water/dojo/law/mado.html>) にお問い合わせ下さい。

環境省水・大気環境局土壌環境課



# 土 壌 汚 染 対 策 法 オンライン手続きの開始のお知らせ

- ・ 3,000㎡以上の土地の形質の変更を伴う工事をする場合、土壤汚染対策法に基づき、着手の30日前までに届出が必要です。
- ・ 和歌山県の電子申請システムを利用することで「一定の規模以上の土地の形質の変更届出」の手続きがオンラインでも可能となりました。
- ・ 従来どおり、紙媒体による手続きも可能です。
- ・ 紙媒体の場合でも県庁環境管理課に提出していただけます。

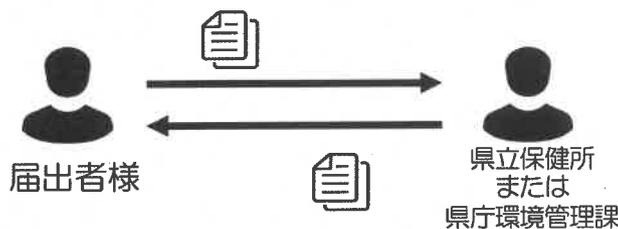
## オンライン手続きの場合



【和歌山県電子申請システムを利用した手続きとなります】

- ・ 書類の提出は電子申請システムを経由して行っていただきます。
- ・ 書類の補正等の連絡や審査終了のお知らせは県庁環境管理課から連絡します。審査終了のお知らせは電子書面で通知文を発行します。

## 紙媒体の手続きの場合



- ・ 書類の受付は、県立保健所または県庁環境管理課が行います。  
(※受付を行う県立保健所は、土地の形質の変更をする場所を管轄する保健所です。  
例：紀の川市→岩出保健所、上富田町→田辺保健所)
- ・ 書類の補正等の連絡や審査終了のお知らせは書類を受け付けた保健所又は県庁環境管理課から連絡します。審査終了のお知らせは紙媒体で通知文を手交します。

## 【手続きにおける注意点】

- ・ 紙媒体による手続きの場合で、県立保健所又は県庁環境管理課に必要書類を提出する際は、担当者不在を避けるため、あらかじめの電話連絡にご協力ください。
  - ・ 必要書類の有無の確認・作成にあたっては、県庁環境管理課HP又は電子申請システムに掲載している届出書作成の手引きをご確認ください。
- ※届出対象範囲が和歌山市内の場合は、和歌山市環境政策課に手続き方法をご確認ください。

お問い合わせ先：和歌山県庁環境管理課 環境保全班 TEL：073-441-2683  
和歌山県環境管理課土壤汚染対策法ホームページ

URL： <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032100/dojo/index.html>  
和歌山県電子申請システム

URL： <https://logoform.jp/form/WEVN/546398>



県庁環境管理課  
ホームページ



電子申請  
システム



# 人権チェックリスト

## 災害に伴う人権問題について考えてみましょう

震災等の大規模災害時には、人権への配慮が特に重要となります。

今年1月に発生した能登半島地震では、避難所等でのプライバシーの確保や、女性、高齢者への配慮など、様々な人権課題が改めて明らかになりました。

### ① 避難所では様々な人権に配慮しましょう。



避難所では、様々な人との共同生活となるため、一人一人が互いに配慮をすることが大切です。

(例) ・性別等に配慮したスペースの確保

- ・こども、高齢者、障害のある人、外国人等に配慮した情報伝達
- ・男女共同参画の視点での運営

### ② インターネット上のデマ情報に注意しましょう。



震災等の発生時に、「被災地で外国人による犯罪が横行している」などのデマ情報が確認されています。

不確かな情報に基づいて他人を不当に扱ったり、偏見や差別を助長するような情報を発信したりする行為は、人権侵害に当たります。また、避難や復興の妨げにもなりかねません。

### ③ 風評被害やいじめをなくしましょう。



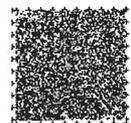
東日本大震災では、原子力発電所の事故に伴い、被災地の農産物等が風評被害を受けたり、被災者が避難先で心ない対応を受けたりすることなどが問題となりました。

これらは被災者の方々の尊厳を傷つけるものです。被災地からの避難者に対しても、思いやりをもって行動しましょう。

### チェック☑

災害は、いつ、どこで発生するか予測が困難であり、誰もが被災者になる可能性があります。一人一人が被災された方の状況を理解し、正しい情報と思いやりを持って、人権に配慮した行動をとることが大切です。

●チェックリストについてのお問い合わせは  
県人権施策推進課まで ☎073-441-2566



### 3 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会 理事会

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の理事会及び常任理事会が次のとおり開催されました。

#### ◆令和6年度第2回理事会及び常任理事会

開催日：令和6年8月22日（木）

場 所：和歌山市勤労者総合センター4F 視聴覚室  
（常任理事会は酒直ビル1F協会会議室）

議 案：①新入会員及び退会会員承認の件について

②第28回クリーンアップキャンペーン実施について

③収集運搬部会不法投棄防止巡回パトロール実施について

④第9回親睦チャリティーゴルフコンペ開催について

⑤次回理事会の開催日程について

⑥その他

について協議のほか、

16件の報告がありました。



#### ◆令和6年度第3回理事会及び常任理事会

開催日：令和6年11月21日（木）

場 所：和歌山市勤労者総合センター4F 視聴覚室  
（常任理事会は酒直ビル1F協会会議室）

議 案：①新規正会員・賛助会員の勧誘促進について

②新入会員及び退会会員承認の件について

③令和6年度支部研修会の開催及び日程について

④令和6年度県外視察研修会の開催について

⑤第49回全国育樹祭への協賛について

⑥事務局の年末年始の業務について

⑦次回理事会の開催日程について

⑧その他

について協議のほか、

15件の報告がありました。



# 4 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会活動

## 4-① 「安全宣言書」の作成と掲示にご協力をお願いします

当協会では、(公社)全国産業資源循環連合会が令和5年度に制定した5か年計画である「産業廃棄物処理業における第3次労働災害防止計画」達成に向け、前期3か年の「令和5年度～令和7年度の労働災害防止計画」を策定し、会員企業における安全衛生水準の向上を図っています。

当協会の労働災害防止計画における重点実施項目である「全ての会員企業において、経営者トップによる所信表明を行う」ことを明確に示すため、第12回通常総会において、労働安全衛生の最大目標である「労働災害ゼロ」を目指す「安全宣言」を行い、会員の皆様に「安全宣言」を推進するため、各事業所に合った安全衛生の基本方針を記入した『安全宣言書』の掲示にご協力いただいています。11月末現在、42の会員事業所に宣言書を掲げていただいております。当協会では全会員事業所に掲げていただく事を目標にしています。**当協会では『安全宣言書』を作成させていただきますので是非ご連絡をお待ちしております。(TEL: 073-435-5600 担当: 森本)**

073-435-5600 担当: 森本



**安全宣言**  
【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会

安全衛生の基本方針

- 労働安全衛生関係法令を遵守します。

令和6年9月  
株式会社 吉川ゼネラルソリューション  
代表取締役 須藤 昭裕

第3次労働災害防止計画目標  
労働災害ゼロ目指し 経営者トップのキックオフ  
公益社団法人 全国産業資源循環連合会



**安全宣言**  
【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会

安全衛生の基本方針

- 労働安全衛生関係法令を遵守します。
- 働きやすい安全な職場環境にします。
- 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図ります。
- 上記の実行に当たっては適切な経費資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施します。

令和6年10月  
株式会社 吉田組  
代表取締役 北 敬輝

第3次労働災害防止計画目標  
労働災害ゼロ目指し 経営者トップのキックオフ  
公益社団法人 全国産業資源循環連合会



**安全宣言**  
【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会

安全衛生の基本方針

- 労働安全衛生関係法令を遵守します。
- 安全衛生教育を実施します。
- 働きやすい安全な職場環境にします。
- 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図ります。
- 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じます。
- すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要かつ十分な教育・訓練を実施します。
- 上記の実行に当たっては適切な経費資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施します。

令和6年9月  
株式会社 西川  
代表取締役 西川 英樹

第3次労働災害防止計画目標  
労働災害ゼロ目指し 経営者トップのキックオフ  
公益社団法人 全国産業資源循環連合会



**安全宣言**  
【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会

安全衛生の基本方針

- 労働安全衛生関係法令を遵守します。

令和6年9月  
赤井工業 株式会社  
代表取締役 宮本 清憲

第3次労働災害防止計画目標  
労働災害ゼロ目指し 経営者トップのキックオフ  
公益社団法人 全国産業資源循環連合会



**安全宣言**  
【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会

安全衛生の基本方針

- 労働安全衛生関係法令を遵守します。
- 安全衛生教育を実施します。
- 働きやすい安全な職場環境にします。
- 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図ります。
- 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じます。
- すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要かつ十分な教育・訓練を実施します。
- 上記の実行に当たっては適切な経費資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施します。

令和6年9月  
有限会社 徳島海運  
代表取締役 徳島 裕生

第3次労働災害防止計画目標  
労働災害ゼロ目指し 経営者トップのキックオフ  
公益社団法人 全国産業資源循環連合会



**安全宣言**  
【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会

安全衛生の基本方針

- 労働安全衛生関係法令を遵守します。
- 安全衛生教育を実施します。
- 働きやすい安全な職場環境にします。
- 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図ります。
- 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じます。
- すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要かつ十分な教育・訓練を実施します。
- 上記の実行に当たっては適切な経費資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施します。

令和6年9月  
株式会社 徳島レーン  
代表取締役 岡 大取

第3次労働災害防止計画目標  
労働災害ゼロ目指し 経営者トップのキックオフ  
公益社団法人 全国産業資源循環連合会

**安全宣言**  
【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源開発協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源開発協会

安全衛生の基本方針

- 労働安全衛生関係法令を遵守します。
- 安全衛生教育を実施します。
- 働きやすい安全な職場環境にします。
- 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図ります。
- 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じます。
- すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要な十分な教育・訓練を実施します。
- 上記の実行に当たっては適切な経費資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施します。

令和6年10月  
株式会社 大瀬商店  
代表取締役 大瀬 吉宏

**安全宣言**  
【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源開発協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源開発協会

安全衛生の基本方針

- 労働安全衛生関係法令を遵守します。
- 安全衛生教育を実施します。
- 働きやすい安全な職場環境にします。
- 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図ります。
- 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じます。
- すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要な十分な教育・訓練を実施します。
- 上記の実行に当たっては適切な経費資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施します。

令和6年9月  
株式会社 クワース  
代表取締役 山本 賢弘

**安全宣言**  
【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源開発協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源開発協会

安全衛生の基本方針

- 労働安全衛生関係法令を遵守します。
- 安全衛生教育を実施します。
- 働きやすい安全な職場環境にします。
- 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図ります。
- 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じます。
- すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要な十分な教育・訓練を実施します。
- 上記の実行に当たっては適切な経費資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施します。

令和6年10月  
株式会社 大瀬商店  
代表取締役 大瀬 吉宏

**安全宣言**  
【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源開発協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源開発協会

安全衛生の基本方針

- 働きやすい安全な職場環境にします。
- 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じます。

令和6年11月  
有限会社 柏木商店  
代表取締役 柏木 清次

**安全宣言**  
【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源開発協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源開発協会

安全衛生の基本方針

- 労働安全衛生関係法令を遵守します。
- 安全衛生教育を実施します。
- 働きやすい安全な職場環境にします。
- 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図ります。
- 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じます。
- すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要な十分な教育・訓練を実施します。
- 上記の実行に当たっては適切な経費資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施します。

令和6年11月  
株式会社 石井 洋輝

**安全宣言**  
【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源開発協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源開発協会

安全衛生の基本方針

- 労働安全衛生関係法令を遵守します。
- 安全衛生教育を実施します。
- 働きやすい安全な職場環境にします。
- 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図ります。
- 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じます。
- すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要な十分な教育・訓練を実施します。
- 上記の実行に当たっては適切な経費資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施します。

令和6年9月  
株式会社 目黒 亮士

**安全宣言**  
【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源開発協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源開発協会

安全衛生の基本方針

- 労働安全衛生関係法令を遵守します。
- 働きやすい安全な職場環境にします。

令和6年10月  
株式会社 小椋 孝也

**安全宣言**  
【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源開発協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源開発協会

安全衛生の基本方針

- 安全衛生教育を実施します。
- 働きやすい安全な職場環境にします。
- 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じます。

令和6年10月  
株式会社 坂口 秀樹

**安全宣言**  
【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源開発協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源開発協会

安全衛生の基本方針

- 働きやすい安全な職場環境にします。
- 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図ります。
- 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じます。
- すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要な十分な教育・訓練を実施します。
- 上記の実行に当たっては適切な経費資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施します。

令和6年9月  
株式会社 松田 多岐

## 安全宣言

【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源開発協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源開発協会

安全衛生の基本方針

- 労働安全衛生関係法令を遵守します。
- 安全衛生教育を実施します。
- 働きやすい安全な職場環境にします。
- 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図ります。
- 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じます。
- すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要な十分な教育・訓練を実施します。
- 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施します。


和歌山県労働安全衛生推進課
令和6年11月  
 労働災害ゼロ目指し、まずはトップのキックオフ  
 公益社団法人 全国産業資源開発協会

## 安全宣言

【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源開発協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源開発協会

安全衛生の基本方針

- 労働安全衛生関係法令を遵守します。
- 働きやすい安全な職場環境にします。

令和6年11月  
 株式会社 古剛  
 代表取締役 寺村 公博


和歌山県労働安全衛生推進課  
 労働災害ゼロ目指し、まずはトップのキックオフ  
 公益社団法人 全国産業資源開発協会

## 安全宣言

【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源開発協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源開発協会

安全衛生の基本方針

- 労働安全衛生関係法令を遵守します。
- 安全衛生教育を実施します。
- 働きやすい安全な職場環境にします。
- 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図ります。
- 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じます。
- すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要な十分な教育・訓練を実施します。
- 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施します。


和歌山県労働安全衛生推進課
令和6年10月  
 労働災害ゼロ目指し、まずはトップのキックオフ  
 公益社団法人 全国産業資源開発協会

## 安全宣言

【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源開発協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源開発協会

安全衛生の基本方針

- 労働安全衛生関係法令を遵守します。
- 働きやすい安全な職場環境にします。

令和6年9月  
 有限会社 日輪川博博  
 代表取締役 廣田 輝雄


和歌山県労働安全衛生推進課  
 労働災害ゼロ目指し、まずはトップのキックオフ  
 公益社団法人 全国産業資源開発協会

## 安全宣言

【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源開発協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源開発協会

安全衛生の基本方針

- 労働安全衛生関係法令を遵守します。
- 安全衛生教育を実施します。
- 働きやすい安全な職場環境にします。
- 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図ります。
- 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じます。
- すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要な十分な教育・訓練を実施します。
- 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施します。


和歌山県労働安全衛生推進課
令和6年9月  
 労働災害ゼロ目指し、まずはトップのキックオフ  
 公益社団法人 全国産業資源開発協会

## 安全宣言

【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源開発協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源開発協会

安全衛生の基本方針

- 労働安全衛生関係法令を遵守します。
- 安全衛生教育を実施します。
- 働きやすい安全な職場環境にします。
- 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図ります。
- 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じます。
- すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要な十分な教育・訓練を実施します。
- 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施します。


和歌山県労働安全衛生推進課
令和6年10月  
 労働災害ゼロ目指し、まずはトップのキックオフ  
 公益社団法人 全国産業資源開発協会

## 安全宣言

【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源開発協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源開発協会

安全衛生の基本方針

- 労働安全衛生関係法令を遵守します。
- 安全衛生教育を実施します。
- 働きやすい安全な職場環境にします。
- 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図ります。
- 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じます。
- すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要な十分な教育・訓練を実施します。

令和6年9月  
 株式会社 シャルフ  
 代表取締役 正木 良雄


和歌山県労働安全衛生推進課  
 労働災害ゼロ目指し、まずはトップのキックオフ  
 公益社団法人 全国産業資源開発協会

## 安全宣言

【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源開発協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源開発協会

安全衛生の基本方針

- 労働安全衛生関係法令を遵守します。
- 安全衛生教育を実施します。
- 働きやすい安全な職場環境にします。
- 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図ります。
- 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じます。
- すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要な十分な教育・訓練を実施します。
- 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施します。


和歌山県労働安全衛生推進課
令和6年9月  
 労働災害ゼロ目指し、まずはトップのキックオフ  
 公益社団法人 全国産業資源開発協会

## 安全宣言

【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源開発協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源開発協会

安全衛生の基本方針

- 社員が働きやすく成長できる職場づくり。

令和6年11月  
 株式会社 政保忠  
 代表取締役 坂口 文軍


和歌山県労働安全衛生推進課  
 労働災害ゼロ目指し、まずはトップのキックオフ  
 公益社団法人 全国産業資源開発協会

**安全宣言**  
【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会

安全衛生の基本方針

- ・労働安全衛生関係法令を遵守します。
- ・働きやすい安全な職場環境にします。

令和6年9月  
株式会社 平成建機  
代表取締役 大島 たみ恵

第3次労働災害防止計画目標  
労働災害ゼロ目標し ますはトップのキックオフ  
公益社団法人 全国農業資源循環協会

**安全宣言**  
【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会

安全衛生の基本方針

- ・労働安全衛生関係法令を遵守します。
- ・働きやすい安全な職場環境にします。

令和6年9月  
紀北造園土木 株式会社  
代表取締役 小嶋 康敏

第3次労働災害防止計画目標  
労働災害ゼロ目標し ますはトップのキックオフ  
公益社団法人 全国農業資源循環協会

**安全宣言**  
【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会

安全衛生の基本方針

労働安全衛生関係法令のみならず、社規程・職場のルールを遵守し、安全と健康の確保を最優先します。

令和6年9月  
株式会社 日ノ本組  
代表取締役 上田 修司

第3次労働災害防止計画目標  
労働災害ゼロ目標し ますはトップのキックオフ  
公益社団法人 全国農業資源循環協会

**安全宣言**  
【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会

安全衛生の基本方針

- ・労働安全衛生関係法令を遵守します。
- ・安全衛生教育を実施します。
- ・働きやすい安全な職場環境にします。
- ・労働のコミュニケーションにより、職場の実情に即した合理的な対策を講じます。
- ・すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要な十分な教育・訓練を実施します。
- ・事故やインシデントが発生した場合は、速やかに報告し、原因を分析して再発防止策を講じます。
- ・危険な作業物の取り扱いや保管に関するルールを厳守し、適切な処理管理を行います。

令和6年9月  
株式会社 日ノ本組  
代表取締役 上田 修司

第3次労働災害防止計画目標  
労働災害ゼロ目標し ますはトップのキックオフ  
公益社団法人 全国農業資源循環協会

**安全宣言**  
【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会

安全衛生の基本方針

- ・労働安全衛生関係法令を遵守します。

令和6年9月  
日龍川開発 株式会社  
代表取締役 森田 博郎

第3次労働災害防止計画目標  
労働災害ゼロ目標し ますはトップのキックオフ  
公益社団法人 全国農業資源循環協会

**安全宣言**  
【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会

安全衛生の基本方針

- ・働きやすい安全な職場環境にします。

令和6年9月  
株式会社 那智郡浦リサイクルセンター  
代表取締役 塩地 百合花

第3次労働災害防止計画目標  
労働災害ゼロ目標し ますはトップのキックオフ  
公益社団法人 全国農業資源循環協会

**安全宣言**  
【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会

安全衛生の基本方針

- ・安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図ります。

令和6年9月  
井筒建設 株式会社  
代表取締役 井筒 千博

第3次労働災害防止計画目標  
労働災害ゼロ目標し ますはトップのキックオフ  
公益社団法人 全国農業資源循環協会

**安全宣言**  
【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会

安全衛生の基本方針

- ・労働安全衛生関係法令を遵守します。
- ・安全衛生教育を実施します。
- ・働きやすい安全な職場環境にします。

令和6年9月  
株式会社 和歌山農材リサイクルセンター  
代表取締役 東 崇弘

第3次労働災害防止計画目標  
労働災害ゼロ目標し ますはトップのキックオフ  
公益社団法人 全国農業資源循環協会

**安全宣言**  
【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会

安全衛生の基本方針

安全運行の第一歩  
安全は全てに優先する

KOKUTSU  
SAFETY FIRST

令和6年9月  
株式会社 ケーシーエス  
代表取締役 片岡 勉人

第3次労働災害防止計画目標  
労働災害ゼロ目標し ますはトップのキックオフ  
公益社団法人 全国農業資源循環協会

**安全宣言**  
【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源開発協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源開発協会

安全衛生の基本方針

- ・働きやすい安全な職場環境にします。

令和6年9月  
益田工業 株式会社  
代表取締役 渡辺 瑞穂

第3次労働災害防止計画目標  
労働災害ゼロ目標し まずはトップのキックオフ  
公益社団法人 全国産業資源開発協会

**安全宣言**  
【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源開発協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源開発協会

安全衛生の基本方針

- ・労働安全衛生関係法令を遵守します。
- ・安全衛生教育を実施します。
- ・安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図ります。
- ・災害の撲滅を目指します。

令和6年9月  
株式会社 藤平組  
代表取締役 藤平 俊光

第3次労働災害防止計画目標  
労働災害ゼロ目標し まずはトップのキックオフ  
公益社団法人 全国産業資源開発協会

**安全宣言**  
【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源開発協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源開発協会

安全衛生の基本方針

- ・働きやすい安全な職場環境にします。

令和6年9月  
三吉建設 株式会社  
代表取締役 村山 宣輔

第3次労働災害防止計画目標  
労働災害ゼロ目標し まずはトップのキックオフ  
公益社団法人 全国産業資源開発協会

**安全宣言**  
【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源開発協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源開発協会

安全衛生の基本方針

我々、株式会社共栄産業は、「安全で、健康な職場づくりの実現」のため働きやすく、安全な職場環境づくりを着実に実行し労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

令和6年9月  
株式会社 共栄産業

第3次労働災害防止計画目標  
労働災害ゼロ目標し まずはトップのキックオフ  
公益社団法人 全国産業資源開発協会

**安全宣言**  
【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源開発協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源開発協会

安全衛生の基本方針

- ・労働安全衛生関係法令を遵守します。
- ・安全衛生教育を実施します。
- ・働きやすい安全な職場環境にします。
- ・安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図ります。
- ・労使のコミュニケーションにより、職場の実情に合わせた合理的な対策を講じます。
- ・すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要な十分な教育・訓練を実施します。
- ・上記の実行に当たっては適切な経費負担を投入し、効果的な改善を継続的に実施します。

令和6年9月  
株式会社 火の国建設  
代表取締役 竹川 晋之

第3次労働災害防止計画目標  
労働災害ゼロ目標し まずはトップのキックオフ  
公益社団法人 全国産業資源開発協会

**安全宣言**  
【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源開発協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源開発協会

安全衛生の基本方針

- ・安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図ります。

令和6年9月  
株式会社 豊豊股  
代表取締役 小原 豊

第3次労働災害防止計画目標  
労働災害ゼロ目標し まずはトップのキックオフ  
公益社団法人 全国産業資源開発協会

**安全宣言**  
【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源開発協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源開発協会

安全衛生の基本方針

- ・働きやすい安全な職場環境にします。

令和6年9月  
有限会社 協和運輸  
代表取締役 木下 京英

第3次労働災害防止計画目標  
労働災害ゼロ目標し まずはトップのキックオフ  
公益社団法人 全国産業資源開発協会

**安全宣言**  
【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源開発協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源開発協会

安全衛生の基本方針

- ・労働安全衛生関係法令を遵守します。
- ・安全衛生教育を実施します。
- ・働きやすい安全な職場環境にします。
- ・安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図ります。
- ・労使のコミュニケーションにより、職場の実情に合わせた合理的な対策を講じます。
- ・すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要な十分な教育・訓練を実施します。
- ・上記の実行に当たっては適切な経費負担を投入し、効果的な改善を継続的に実施します。

令和6年9月  
株式会社 めらりサイクル 株式会社  
代表取締役 宮坂 英樹

第3次労働災害防止計画目標  
労働災害ゼロ目標し まずはトップのキックオフ  
公益社団法人 全国産業資源開発協会

**安全宣言**  
【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源開発協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源開発協会

安全衛生の基本方針

- ・労働安全衛生関係法令を遵守します。
- ・働きやすい安全な職場環境にします。

令和6年9月  
株式会社 環境クリーンサービス  
代表取締役 大島 たみ恵

第3次労働災害防止計画目標  
労働災害ゼロ目標し まずはトップのキックオフ  
公益社団法人 全国産業資源開発協会

## 4-② 「熊野鶯の森」(和歌山県企業の森事業)

当協会では、令和6年度より参画している和歌山県の森林保全活動「企業の森」事業において、すさみ町に『熊野鶯の森』と名付けた新たな森林で活動を開始しました。

令和6年8月21日(水)、和歌山県・すさみ町・当協会の3者で「森林保全・管理協定」を締結、11月3日(日)に植樹式を行いました。

11月とは思えない日差しの中、60名が参加して、木々が年々大きくなり地球環境を守る森となる事を願いながら、和歌山県の県木ウバメガシ・ヤマザクラ・イタヤカエデ2,580本を植樹しました。今後10年かけて育てていく間に、森が育つ途中経過を見守る機会をかねて、下草刈り等の活動を行います。

当協会は生まれ変わった森林の二酸化炭素吸収作用によるCNの実現やSDGsの理念に合致した企業の森事業で自然環境の保全に取り組み、脱炭素社会を目指します。





#### 4-③ 令和6年度産業廃棄物処理現場担当者研修会【継続学習制度(CPDS)の講習会認定】

この研修会は、産業廃棄物を取り扱う方々の実務に必要な委託契約、マニフェスト(産業廃棄物管理票)、帳簿等の産業廃棄物の幅広い基礎知識を学び、初心者から経験者まで、多くの方々に知識の習得、再認識をしていただくことを目的とし、昨年度に引き続き(公社)大阪府産業資源循環協会のご協力を頂き、専務理事兼事務局長 龍野 浩一 氏を講師としてお招きし開催しました。

2024年版「廃棄物管理士講習会テキスト」を使用し、実際に産業廃棄物処理に携わる方々が、廃棄物の適正処理事業を行う者として、さらに理解を深めていただきました。

今後も、「適正な廃棄物処理」について、基礎的なことを繰り返して学ぶ、新たなことを追加して学ぶという観点から、毎年、実施していきたいと思っています。来年度もぜひ、継続した学習による知識習得のためご参加いただきますようお願いいたします。

☆開催日 令和6年9月27日(金) 受付9時15分～

☆開催場所 和歌山城ホール 4階

☆申込人数 77名

☆受講料 当協会会員 6,000円(税込)

非会員 9,000円(税込)

☆研修内容 9:50～10:00 開会あいさつ

10:00～12:00 講義(法体系・定義と区分・事業者処理責任・  
処理基準・処理施設・帳簿・許可制度)

13:00～16:00 講義(処理業者の責務・処理委託基準・管理票  
制度・措置命令)

16:00～16:30 修了証・CPDS受講証明書交付、質疑応答

※本研修を受講修了された方に対し、修了証とCPDS受講証明書(6ユニット)を交付しました。



## 4-④ 不法投棄防止巡回パトロール

収集運搬部会では、平成17年度から実施している不法投棄防止巡回パトロールを本年も、※わかやまごみゼロ活動として和歌山市、かつらぎ町、田辺市の3か所で、不法投棄防止の啓発横断幕やマグネット表示板を掲示した清掃用特殊車両やトラック等で実施し、不法投棄された廃棄物を回収可能な範囲で撤去しました。谷が深いなどで撤去できなかったものも含め、パトロール結果を関係行政機関等に報告しました。

※わかやまごみゼロ活動とは、和歌山県が「和歌山県ごみの散乱防止に関する条例」に係る取り組みの一つとして、ごみの散乱防止について県民意識の高揚、自主的な清掃活動の促進を目的に、県民及び県内事業者が実施する清掃活動であり、当協会の巡回パトロールが認定されています。

### 1. 和歌山市内一円

(1) 実施日：令和6年10月17日（木）

(2) 参加者：22名

㈱貴志安商店	2名	㈱玖保忠	2名
田中海運㈱	2名	㈱日ノ本組	1名
㈱目良建設	2名	㈱吉川ゼネラルソリューション	3名
和歌山プレス㈱	1名	和歌山県廃棄物指導室	3名
和歌山市廃棄物対策課	4名	産業資源循環協会	2名

(3) 巡回コース：和歌山市西の丸広場➡和歌山北高等学校西校舎付近（回収）➡森林公園➡青岸エネルギーセンター（搬入）

(4) 使用車両：2tユニック1台、軽ダンプ2台、軽トラック2台、乗用車4台  
計9台

(5) 撤去した物：ガードレール、ソファ、冷蔵庫、テレビ、レンジ、タイヤ、蛍光灯、ペットボトル、空き缶、空き瓶、木くず、金属くず、ガラスくず及びその他可燃ごみ

(6) 撤去した量：2tユニック1台、軽ダンプ2台、軽トラック2台 計770kg

(7) 撤去場所等：和歌山北高校西校舎から森林公園の道沿い空き地及び斜面の3か所

### 2. かつらぎ町周辺

(1) 実施日：令和6年10月24日（木）

(2) 参加者：25名

赤井工業㈱	5名	㈱イヌイエコシステム	2名
㈱ヴァイオス	2名	㈱共栄産業	1名

株相互商会	1名	大栄環境株	2名
田中海運株	2名	㈱バッキーズ	2名
株三高産業	2名	和歌山県廃棄物指導室	1名
橋本保健所	1名	かつらぎ町環境課	2名
産業資源循環協会	2名		

- (3) 巡回コース：かつらぎ町役場⇒かつらぎ町移（回収）⇒かつらぎ町平（回収）⇒かつらぎ町役場→エコライフ紀北（搬入）  
※⇒は啓発パトロール
- (4) 使用車両：2tユニック1台、2tダンプ1台、軽ダンプ1台、軽トラック7台、乗用車3台 計13台
- (5) 撤去した物：冷蔵庫、スレート、ソファー、タイヤ、瓦、ペットボトル、空き缶、空き瓶、木くず、金属くず、ガラスくず及びその他可燃ごみ
- (6) 撤去した量：2tユニック1台、軽ダンプ1台、軽トラック4台 計2,600kg
- (7) 撤去場所等：かつらぎ町移・平の3ヶ所

### 3. 田辺市周辺

- (1) 実施日：令和6年10月31日（木）
- (2) 参加者：28名

㈱柏木商店	2名	株共栄建設工業	1名
㈱国辰商事	1名	株資源開発	1名
㈱志場商店	1名	大栄環境株	2名
田辺工業㈱	2名	株丸山組	2名
株山本スクラップ	2名	株吉田組	3名
㈱ワコー産業	4名	和歌山県廃棄物指導室	2名
田辺保健所	1名	田辺市環境課	2名
産業資源循環協会	2名		

- (3) 巡回コース：田辺市役所 ⇒ 田辺市中万呂（回収）⇒ みなべ町清川（回収）⇒ 古道歩きの里「ちかつゆ」→ 田辺市ごみ処理場（搬入）  
※⇒は啓発パトロール
- (4) 使用車両：2tユニック1台、1tトラック1台、軽ダンプ2台、軽トラック6台、乗用車5台 計15台
- (5) 撤去した物：タイヤ40本、冷蔵庫、テレビ、エレキギター、車のバンパー、波板、廃プラ、木くず、金属くず、空き缶、ペットボトル、その他可燃ごみ
- (6) 撤去した量：2tユニック1台、1tトラック1台、軽トラック2台 計760kg
- (7) 撤去場所等：田辺市中万呂・みなべ町清川の2ヶ所



和歌山市



今回はじめてかつらぎ町で実施しました！



田辺市

#### 4-⑤ 第9回親睦チャリティーゴルフコンペ

令和6年11月8日（金）に南紀白浜ゴルフ倶楽部で親睦チャリティーゴルフコンペを開催しました。25社33名の方々にご参加いただき、当日は、天候にも恵まれ気持ちよくプレーすることができました。プレー終了後は、武田名誉会長にも参加いただき表彰式を行いました。



また、参加者の方々にチャリティー募金活動にご協力いただき、社会貢献事業として和歌山県下の各市町村に「車いすの寄贈」を行っています。

今後も皆様のご理解をいただき、協会会員親睦の一環として続けていきたいと考えていますので、皆様のご参加をお待ちしています。

優勝	小椋 孝一	小椋リビングクリーン(株)	15位	野村 憲司	(株)エコワーク TANABE
2位	尾崎 一成	(有)志場商店	20位	目良 知基	めらリサイクル(株)
3位	井口 恵司	和歌山スチール協同組合	25位	中村 由也	大栄環境(株)
4位	須磨 徳裕	(株)吉川ゼネラルソリューション	30位	重松 志有人	赤井工業(株)
5位	瀧本 利生	(有)国辰商事	名誉会長賞	峠 好紀	(株)峠商店
6位	渡辺 瑞穂	益田工業(有)	会長賞	角谷 利佳	角谷産業(株)
7位	上田 修司	(株)日ノ本組	森顧問賞	上田 修司	(株)日ノ本組
8位	赤井 靖	赤井工業(株)	BG賞	尾崎 一成	(有)志場商店
9位	中田 健	(株)エコワーク TANABE	BB賞	坂口 秀樹	(株)坂口興業
10位	笹村 守	(株)エコワーク TANABE	当日賞	赤井 靖	赤井工業(株)

#### 4-⑥ 「九度山町」に車いすを寄贈

当協会では平成19年から親睦チャリティーゴルフコンペ開催時にチャリティー募金活動を実施し、県下30市町村に「車いすの寄贈」を行っています。26回目となる今回は、令和6年11月26日（火）に赤井支部長（紀北支部）、武田名誉会長、和田専務理事、地元会員で九度山町役場を訪問し、岡本章町長に車いすをお渡ししました。高齢化率が高い九度山町では、車いすの必要な高齢の町民の方の来訪が多いということで、お礼のお言葉をいただきました。また当協会の活動や災害時における対応についてご説明させていただき、町長からは、令和5年の記録的な大雨により発生した町内での河川の増水や土砂災害に伴う道路の損壊、建物の浸水被害における町の対応についてや、町長ご自身が東日本大震災や阪神淡路大震災の現場の経験で実感したこと、また能登半島地震の際に道の駅で姉妹駅協定を結んでいる志賀町に支援物資を運搬したことなどをお伺いし、平時からの備えの必要性や初動の重要性について認識を共有させていただきました。



## 4-⑦ 令和6年度安全衛生推進研修会

当協会では、安全衛生の継続的な学習のため、9月に当協会の安全衛生促進委員が講師を務め、リスクアセスメントの重要性等について説明を行い、参加者の方に実施方法を体験していただく「リスクアセスメント推進研修会（CPDS3ユニット）」、3月に労働基準監督署等から、過去の労働災害事例を課題として原因と安全対策についてご講演いただく「労働災害事例研修会（CPDS3ユニット）」を開催してきました。

本年からは、この2つの研修会を合わせた形で「安全衛生推進研修会（CPDS6ユニット）」とし、和歌山と田辺の2会場で開催しました。

開催日時	令和6年11月28日（木） 午前9時30分から午後4時	令和6年12月5日（木） 午前9時30分から午後4時
開催場所	和歌山会場 (和歌山市：和歌山商工会議所)	田辺会場 (上富田町：上富田文化会館)
参加者数	28社36名（内会員外1名）	20社25名（内会員外1名）
研修内容及び講師	<p>(1) 労働災害の発生状況及び防止対策について          講師：(和歌山会場) 和歌山労働基準監督署          安全衛生課 課長 鳥越 奨一郎          (田辺会場) 田辺労働基準監督署          安全衛生課 安全衛生係 石井 美宇</p> <p>(2) 救急救命について          講師：(和歌山会場) (一社) 和歌山市消防協会 大野 和芳          (田辺会場) 田辺市消防本部田辺消防署          扇ヶ浜分署 係長 救急救命士 楠本 光浩</p> <p>(3) 産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントの必要性          (4) リスクアセスメントの基本と実施に向けて          (5) リスクアセスメントの体験          講師：安全衛生推進委員会 促進委員</p>	



和歌山会場



田辺会場

## 4-⑧ 相互安全衛生パトロール

令和6年12月13日（金）に御坊・田辺支部の中間処理を行う2事業所で、会員相互の労働安全衛生水準の向上を図るための相互安全衛生パトロールを実施しました。

協会からは会長、安全衛生推進委員会の促進委員5名が参加し、外部から独立行政法人労働者健康安全機構和歌山産業保健総合支援センターの労働衛生コンサルタントを招き、現場責任者に選別や破碎施設、作業状況の説明をしていただきながら施設の巡回を行いました。

巡回中は、参加者の間で活発な意見交換が行われ、「相互の気付き」による安全衛生の確保につながる有意義な1日となりました。

### 労働衛生コンサルタントから

パトロールを終えて、受入事業場の皆さんだけではなく、貴協会全ての事業場の方々への改善のためのヒントにして頂ければとの願いよりコメントとさせていただきます。

#### 1. 特によかった点

パトライトの横に「点減したらバックしてください」という表示がありました。パトライトの点減は事業所ごとに「営業中です、どうぞお入りください」、「積み込み待ちの状態です、少しお待ちください」、「如何なるものも立入禁止」など色々な意味があり、事業場の方やお得意様には分かっているかも知れませんが初めて訪問された人には「説明しないと分からない」ということがあります。注意喚起や遵守事項周知のための表示標識類はその表示を見た人が「何をしたらよいのか」が分かることが大切であり、「お伝えしたいこと」、「お伝えしなければならないこと」を「言葉」で表示されているのは素晴らしいと思います。また、重機運転手との連絡合図に無線通話を利用されているのも良かったと思います。

#### 2. 改善を検討していただきたい点

これまで、貴協会の6会員事業所を訪問させていただきましたが、重機災害を筆頭に重篤な労働災害の発生リスクが散見されました。重篤な労働災害のリスクを抱えながら、無事故・無災害を継続し続けることは容易なことではありませんが、重機による労働災害等はお客様が被災される可能性もあります。お客様が事業場へ立ち入られる場合、その方々も多かれ少なかれリスクエリアに共存されることとなりますので、安全への認識を共有するために事業場の入口や作業エリア入口の出来るだけ目立つ場所に「関係者以外立入禁止」の表示をお願いします。立ち入ることがある場合は何をすればよいのか「立入条件（例えば事務所に電話をお願いします、だけでも良いと思います。）」を表示するようお願いいたします。また、事業場内の重機作業エリア、フォークリフト等作業エリア、車両通行エリアに人が容易に近付くことができました。重機や車両の運転手にとって多大なリスクを感じながら日頃の運転業務に従事されていることとなりますので、簡単には行きませんが、運転手の方が作業に専念できるよう重機や車両の作業エリアと人の作業、通行エリアの分

離のご検討をお願いします。人車分離は課題も多く、一朝一夕には実現できるものではないと思っています。長い目で出来るところから、少しずつでも実現していけば従業員の皆様の安心感、お客様からの信頼感が必ず向上するものと確信しております。

その他に、開口部のある高所での作業を見掛けました。すぐに墜落転落防止措置を講じられる旨を話されていましたが、ハーネスタイプの安全帯装着や親綱の設置等と合わせて墜落転落予防教育・安全帯使用方法教育等を実施するようお願いいたします。また回転体稼働中は近付かないということが大原則ではありますが、ベルトコンベアの回転体部分には、「挟まれ・巻き込まれ防止」のための安全カバーの設置をお願いします。ベルトコンベア下部の清掃作業を行っていた作業者の手に握られていた筈の柄がコンベアの回転体に巻き込まれ、作業者の腕まで持って行かれ上腕を切断するという重篤な労働災害も発生しています。他にも、はい作業が随所に見受けられました。安全衛生推進者の方や安全衛生担当者の方は是非「はい作業主任者」の知識を習得するようお願いいたします。（はい作業主任者技能講習については和歌山県労働基準協会（073-446-7000）にご相談ください。）

最後に、安全・健康な事業場でなければ事業の発展は望めないというのが小職の考えです。貴協会会員事業場の皆様方の今後益々のご発展を願ってのこととご理解下さいますようお願い致します。

## パトロール実施事業所から

今回の相互安全衛生パトロールでは、事業場内を協会の会長、安全衛生促進委員、労働衛生コンサルタントの方といろいろな話や意見を聞きながら巡回し、自社の見直さなくてはならない部分が鮮明に見えてきました。今回のご意見、ご指摘を真摯に受け止め、従業員と共有し災害ゼロを継続していくよう取組んで行こうと思います。貴重な体験をありがとうございました。



今回の相互安全衛生パトロールでは、協会の会長、安全衛生促進委員、労働衛生コンサルタントの方に事業場内の安全衛生について、ご意見いただくという非常に有意義な機会をいただきました。私達から見れば日頃当たり前になっている作業場ですが、外部の方々から客観的にご意見いただくことによって、まだまだ多くの改善の余地があることが明確にわかりました。今後、社内での安全意識向上のために、ぜひ情報共有して参考にさせていただきます。ありがとうございました。



## 4-⑨ 第28回クリーンアップキャンペーン

第28回クリーンアップキャンペーン（煙樹ヶ浜）は88名と多くの参加申込みをいただいておりますが、当日、美浜町と協議の上、大雨のため、参加者の安全確保を考慮し中止とさせていただきます。

日曜日の早朝にもかかわらず、ご参加を予定していただきました皆様、また、運営準備に協力いただいた会員様等、すべての方々にお礼を申し上げます。ありがとうございました。

今後も継続してクリーンアップキャンペーンを実施するとともに、社会奉仕活動等を通じて一般社団法人としての存在を県民に認知されるよう、努力して参りますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。



令和5年度のクリーンアップキャンペーン（煙樹ヶ浜）

## 4-⑩ 青年部会活動

### 1. 和歌山県青年部会会議報告

#### (1) 会議報告

○令和6年度第3回役員会

開催日：令和6年10月9日（水）

場 所：協会会議室

- 議 題：（1）青年部会の勉強会について  
（2）相互安全衛生パトロールについて  
（3）全国大会の協賛金について  
（4）会員拡大について  
（5）その他

## 2. 全国産業資源循環連合会青年部協議会活動

### ○第14回カンファレンス

開催日：令和6年11月27日（水）

場 所：ANAクラウンプラザホテル松山（愛媛県）

内 容：「原点回帰～未来を見据えこれからの青年部がなすべきこと～」をテーマに今後青年部はどの様に活動していけばいいのか、何を求められているのか等について各都道府県の部会長等による意見交換が行われました。和歌山青年部会から3名が参加しました。

## 3. 全国産業資源循環連合会青年部協議会近畿ブロック会議報告・その他の活動

### (1) 会議報告

#### ○令和6年度第3回幹事会

開催日：令和6年9月6日（金）

場 所：神戸ファッションマート（兵庫県）

議 題：＜決議・確認事項＞

A) スポーツ交流会について

B) その他

＜協議事項＞

A) 賀詞交歓会について（滋賀）

B) その他

#### ○令和6年度第4回幹事会

開催日：令和6年11月29日（金）

場 所：グランキューブ大阪（大阪府）

議 題：＜決議・確認事項＞

A) 賀詞交歓会について（滋賀）

B) スポーツ交流会について（兵庫）

C) その他

＜協議事項＞

A) 近畿ブロック総会について（大阪）

B) その他

### (2) その他の活動

#### ○スポーツ交流会

開催日：令和6年9月6日（金）

場 所：セレブズ6-a iフットサルクラブ（兵庫県）

内 容：当日は天候にも恵まれ、フットサルを通じて、普段あまり接することのない近畿ブロック会員と交流を図ることができ大変有意義な時間となりました。和歌山県青年部会から7名が参加しました。



(一社)和歌山県産業資源循環協会青年部会

# 新部会員を募集しています！

## (一社)和歌山県産業資源循環協会青年部会とは

当青年部会は(一社)和歌山県産業資源循環協会の正会員・賛助会員企業の18歳から50歳の役員・従業員によって構成される部会です。協会が実施する事業活動に積極的に参加、交流会の開催、また、全国産業資源循環連合会青年部協議会や近畿ブロックが開催する会議等の情報を共有し知識向上を図り、廃棄物の適正処理はもとより、循環型社会の実現に寄与することを目指して活動しています。



## 青年部会 会長から一言

樋口 真司(SJリサイクル株)



私たち青年部会は業界の未来を担う若い世代が集まり、共に学び、成長し、そして業界全体を盛り上げるため活動しています。しかし、会員数は45名と少なく、活動の場を広げるには、多くの仲間が必要です。今後は交流会等を積極的に開催し、全国産業資源循環連合会青年部協議会、近畿2府4県の青年部会ともより良い関係を築き、魅力ある青年部会にしていきたいと思いますので、仕事の情報交換や仲間作りの場として協会員企業の役員の方はもとより、従業員の方もぜひご入会のほど、よろしくお願いいたします。

年会費 ¥18,000

入会資格 (一社)和歌山県産業資源循環協会、会員企業(賛助会員含む)の役員・従業員で満18歳以上50歳未満の方

お問い合わせ

(一社)和歌山県産業資源循環協会青年部会  
TEL : 073-435-5600 FAX : 073-424-5553  
E-MAIL : wasanpai@sanpai.com  
担当 : 森本

私たちと廃棄物業界を盛上げましょう！

## 5 公益社団法人全国産業資源循環連合会関係

### 5-① 会議報告

#### ○臨時理事会（web 会議）

開催日：令和6年9月9日（月）

場 所：会議室

議 題：＜決議事項＞ 第1号議案 臨時総会の開催方法について（案）  
第2号議案 役員補充選任について（案）

#### ○第73回理事会（web 会議）

開催日：令和6年10月8日（水）

場 所：会議室

議 題：＜決議事項＞ 第1号議案 地域協議会役員（交代）について  
第2号議案 委員会委員及び部会運営委員の選任（交代）について  
＜協議事項＞ （1）第15回定時総会及び設立40周年記念式典  
（令和7年6月20日（金）明治記念館）の開催について  
（2）令和7年度「第21回産業廃棄物と環境を考える全国大会」  
（令和7年10月31日（金）札幌市）の開催について  
賛助会員への加入の承認について  
（3）その他

#### ○女性部協議会「第3回 全国女性部会のつどい」

開催日：令和6年11月15日（金）

場 所：岐阜グランドホテル

#### ○第20回産業廃棄物と環境を考える全国大会

開催日：令和6年11月15日（金）

場 所：岐阜グランドホテル

### 5-② 全国産業資源循環連合会政治連盟

#### ○第63回理事会（web 会議）

開催日：令和6年10月8日（火）

出席者：名誉会長（政治連盟理事長）

議 題：（1）令和6年全国産業資源循環連合会政治連盟の活動報告  
（2）次期衆議院議員総選挙、次期参議院議員通常選挙に向けた組織運動について  
（3）令和6年収支決算報告（中間報告）及び寄付金の支援状況について  
（4）その他

## 6 事務局だより

### 6-① 災害廃棄物処理に対する取り組み

#### 1. 災害廃棄物処理に関する各協定等の締結について

当協会は、大規模災害の発生時における災害廃棄物処理に備え、平成18年7月に和歌山県と「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」を締結しています。

平成23年に発生した紀伊半島大水害では、同協定に基づき9か月にわたる災害廃棄物処理を行いました。この経験から、災害時に発生した廃棄物は一般廃棄物に該当し、各市町村の責務であることから、より迅速、適正な処理を行うため、平成29年7月に和歌山市と「災害時廃棄物の処理等に関する協定書」を締結し、平成27年から令和2年にかけて8市20町1村と県との協定に基づく「覚書」を締結しました。

また、和歌山県内だけでは対応できない大量の災害廃棄物が発生した場合に広域での処理が迅速に行えるよう、令和2年7月に近畿2府4県で構成する「全産連近畿地域ブロック協議会大規模災害発生時の災害廃棄物処理等の応援に関する協定書」を締結しています。

#### 2. 災害廃棄物部会について

近年、全国各地で台風や大雨、地震等による大規模な自然災害が数多く発生しています。8月8日に日向灘を震源とする最大震度6弱の地震が発生した際には、気象庁から初めて「南海トラフ地震臨時情報」が発表されました。石川県では、能登半島地震による被害からわずか9か月後の9月21日に線状降水帯による奥能登豪雨が発生し、住民が孤立、死者15人、重軽傷者47人の方々が被災され、多くの家屋や能登半島地震後の仮設住宅でも浸水被害が出るなど地域の早期復旧復興に大きな影響を及ぼしています。

災害廃棄物部会では、このような大規模災害が発生した時に廃棄物処理を迅速に行える組織体制の構築、また、大規模災害時に発生した災害廃棄物は一般廃棄物に該当し各市町村の責務となることから、災害発生時に被災した行政機関と直接連携が図れる体制づくりが必要であり、初動体制をいかに早くとれるかが重要であるとの思いから、各市町村に趣旨を投げかけ「顔の見える関係」を構築できるよう取り組んでいます。

#### 3. 令和6年度災害廃棄物処理担当者勉強会への参加について

8月8日に、みなべ町中央公民館で開催された和歌山県主催「令和6年度災害廃棄物処理担当者勉強会」に部会長他10名で参加しました。当日は、環境省近畿地方環境事務所から「令和6年度能登半島地震における災害廃棄物処理や公費解体等の状況」について、(公財)自動車リサイクル促進センター、MS&ADインターリスク総研㈱から「被災自動車の適正処理」について説明があり、ライフラインの確保や復興作業の困難さなど再認識することができ、その後のグループワークでは各市町村の担当者と部会員が意見交換できる大変貴重な機会となりました。

## 6-② 産業廃棄物処理業の許可申請等に関する講習会

2024年度は、【オンライン形式】と【対面形式】で開催されます。

### 【オンライン形式（午前・午後）】

会社やご自宅から事前にオンラインで「講義」の動画を視聴し、「修了試験」は下記日程表に記載した試験会場に来場して受験する2段階形式の講習会です。

### 【対面形式】

下記日程に記載した会場で「講義」と「修了試験」を受ける対面の講習会です。  
申込方法は講習会主催のJWセンターホームページからのWeb申込みのみとなります。

オンライン講習会試験日・対面講習会開催日 近畿地区日程表

	新規講習会				更新講習会		特別管理産業廃棄物管理責任者
	産業廃棄物 収集運搬課程	産業廃棄物 処分課程※1	特別管理 産業廃棄物 収集運搬課程	特別管理 産業廃棄物 処分課程※2	収集運搬課程	処分課程※3	
オンライン	25,300円	39,600円	37,400円	56,100円	16,500円	20,900円	13,200円
対面	29,700円	48,400円	46,200円	68,200円	19,800円	24,200円	13,750円
R7年 1月	大阪: 15~16(対面) 滋賀:29(前)				滋賀:29(後)		滋賀:30(前)
2月	<b>和歌山:6(前)</b> 大阪:14(後)		大阪:14(前) 京都:20(後)	大阪:13(後) 京都:20(後)	<b>和歌山:6(後)</b> 兵庫:18(対面) 19(後) 京都:19(対面)	大阪:13(前)	兵庫:19(前) 京都:20(前)
3月					大阪:5(対面)		大阪:6(対面)

※1 新規処分課程に追加して新規収集運搬課程を受験することができます。

※2 新規特管処分課程に追加して新規特管収集運搬課程を受験することができます。

※3 更新処分課程に追加して更新収集運搬課程を受験することができます。

詳細は講習会主催者のJWセンターホームページ <https://www.jwnet.or.jp> をご覧ください。

許可の有効期限にご注意！！

産業廃棄物処理業の許可の  
更新時期にご注意ください

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は5年です。

許可は、更新手続きをしないと許可の効力を失います。

このようなことにならないように、許可証の有効期限がいつになっているか、常に注意しておきましょう。

許可証は、常に目の届く場所に掲げましょう。

- 当協会では、会員企業等へ許可期限満了日のおおむね6ヶ月前に許可期限が到来する旨のお知らせを行って講習会の受講を促し、さらに許可期限の満了のおおむね3ヶ月前に更新の手続きについてお知らせしております。  
他府県等で許可を取得している方には、お知らせしませんので、特に細心の注意をお願いします。
- 更新許可申請は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の更新許可申請(又は新規許可申請)に関する講習会を受講していないと申請書は受理してもらえません。
- 許可期限満了日の3ヶ月前から申請が受理されますので、更新許可の申請をするためには、許可期限の6ヶ月前くらいまでに講習会の受講を済ませておくことをお勧めします。  
許可期限間近になっての講習会受講は、遠隔地で受講しなければならない場合もあり、時間的にも、経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。
- 和歌山県・和歌山市では講習会修了証の有効期限は交付日から起算して、新規許可講習会修了証、更新許可講習会修了証ともに5年間有効です。  
(都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ許可申請先に確認してください。)

一般社団法人 和歌山県産業資源循環協会

TEL 073-435-5600

FAX 073-424-5553

URL <http://wakayama.sanpai.com>

## 6-④ 新入会員の紹介

令和6年に入会された新入会員をご紹介します！

### 正会員

ウィーテックトヨー住器株式会社(代表者名 上杉 洋司)  
〒640-0036 和歌山市西浜 860 TEL 073-446-2560  
業の区分:収集運搬業 許可番号:県 03000205251



この度、入会させていただきましたウィーテックトヨー住器株式会社です。弊社は建具工事をメインに建設資材の販売・施工を行っています。法令を遵守し持続可能な循環型社会への取り組みに日々努めてまいります。

サンワ南海リサイクル株式会社(代表者名 山下 昭彦)  
〒640-8404 和歌山市湊 1342 TEL 073-402-7300  
業の区分:処分業 許可番号:市 07220212107  
特管処分業 市 07270212107



新規入会させていただきましたサンワ南海リサイクル株式会社の山下です。汚泥、廃酸、廃アルカリをメインに中間処理を行っています。環境に配慮し持続可能な循環型社会に取り組んでまいります。

タオ熊野協同組合(代表者名 山下 充洋)  
〒647-0071 新宮市佐野 3-14-27 TEL 0735-31-3502  
業の区分:収集運搬業 許可番号:県 03008225345  
処分業 県 03028225345



地域の木材副産物を取り扱ってきましたタオ熊野協同組合と申します。今回木くずの中間処理を始めるにあたり、新規入会させていただきました。循環型社会の実現に向けて、少しでも貢献できればと考えております。今後ともよろしく願いいたします。

(株)伴昌建設（代表者名 山野 昌彦）

〒642-0001 海南市船尾 194-122 TEL 073-482-7660

業の区分:収集運搬業 許可番号:県 03003218472

この度、入会させていただきました株式会社伴昌建設です。  
弊社は海南市を拠点に、内装・水回りリフォームから外構・  
エクステリア、また屋根や外壁などの防水施工を行っております。  
どうぞよろしくお願いいたします。

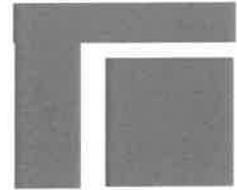


(株)桃桜舎（代表者名 和田 俊治）

〒640-8411 和歌山市梶取 118-3 TEL 073-460-8630

業の区分:収集運搬業 許可番号:県 03000217612

この度、入会させていただきました株式会社桃桜舎の和田  
俊治です。当社は、環境にやさしい工事業者を目指して、今  
後も環境に配慮し、地域の活性化に精進していく所存です。



(有)山健重機整備（代表者名 永山 俊明）

〒640-8451 和歌山市中 460 TEL 073-451-3585

業の区分:収集運搬業 許可番号:県 03000225548

この度、入会させていただきました有限会社山健重機整備  
の永山です。最高のサービスを提供できるよう、全力で頑張  
りますので、よろしくお願いいたします。



(株)サニコン（代表者名 本脇 伸也）

〒640-8425 和歌山市松江北 5-1-28 TEL 073-454-3255

業の区分:収集運搬業 許可番号:県 03000223775

この度、入会させていただきました株式会社サニコンです。  
弊社は、浄化槽点検をはじめ各種給排水設備メンテナンス  
を行っており、岩出支店ではリフォーム工事などもしています。  
水環境の技術者集団として地域に根ざした企業として貴協  
会の取組みに賛同させていただきます。今後ともよろしくお  
願いいたします。



(有)下村重機(代表者名 下村 正一)

〒645-0012 日高郡みなべ町山内 54-2 TEL 0739-72-5889

業の区分:収集運搬業 許可番号:県 03006100696



新規入会させていただきました有限会社下村重機です。

土木工事を通じて生活の基盤を整備し、豊かな会社づくり、

街づくりに貢献しています。どうぞよろしくお願い致します。

---

(株)鳥羽運送(代表者名 鳥羽 弘基)

〒640-8481 和歌山市直川 160-31 TEL 073-464-0100

業の区分:収集運搬業 許可番号:県 03000175155



この度、入会させていただきました株式会社鳥羽運送です。

地元和歌山への恩返しの気持ちを忘れず、お客様に「安全」

と「まごころ」、そして「新たな価値」をご提供できるよう、日々

精進する所存でございます。どうぞよろしくお願い致します。

---

(株)堀組(代表者名 堀 光繕)

〒646-0013 田辺市南新万1番 2-106号 TEL 0739-81-1115

業の区分:収集運搬業 許可番号:県 03006068821



この度、新規入会させていただきました株式会社堀組の堀

と申します。弊社は、主に土木・建築工事を行っております。

法令を遵守し環境保全に努めてまいりますので、ご指導ご

鞭撻のほど宜しくお願いいたします。

## 6-⑤ 協会への入会の勧誘

### ～会員企業の健全な発展を目的に協会組織を充実・活性化・強化を図る～

当協会は、廃棄物の適正処理及び3R（リデュース、リユース、リサイクル）等の推進を図り、産業の健全な発展、生活環境、自然環境の保全と公衆衛生の向上、社会貢献に寄与することを目的としています。廃棄物の適正処理を行うことにより、地域住民や行政との信頼関係を築き、「安全・安心まちづくり」（和歌山県安全・安心まちづくり条例）に貢献できるよう努めています。

産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、産業廃棄物に携わる多くの方々が結束し、組織をさらに強固なものにしていくことが必要です。会員各位におかれましては、こうした趣旨をご理解いただき、未加入の許可業者の方には正会員として、また、排出事業者の方々も会員として、入会をお勧めいただきますよう、お願いいたします。

### ○入会のメリット

#### 社会的信用の向上

当協会では、和歌山県、和歌山市との災害廃棄物処理に関する協定及び県内29市町村との覚書により、県内で災害が発生した時は、災害廃棄物処理についての協力支援を行います。また、大規模な清掃活動としてクリーンアップキャンペーン、不法投棄防止巡回パトロール（和歌山市域、紀北地域、紀南地域）による不法投棄物の撤去活動等を行い社会貢献に取り組み、安全衛生推進活動にも力を入れています。このような事業を推進する団体に入会することは環境等に意識の高い企業と認知され、社会的信用を得ることにつながります。各会員には、協会ロゴマーク入り会員証・記章を発行しており、各車両にロゴマーク入り会員証を貼ることにより、適正処理業者としての証しとなります。

#### 建設業の経営事項審査の加点対象となります

当協会では和歌山県と「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」を締結しています。会員の皆様は、当協会交付の証明書により建設業の経営事項審査の加点を受けることができます。

#### 協会が主催する研修会・講習会への無償又は会員価格で参加

当協会では労働災害防止のための、救命講習、交通安全講習、労働基準監督署との安全衛生研修会、廃棄物処理法や関係法令等の説明を含めた支部研修会、産業廃棄物を取り扱う方向けに委託契約、マニフェスト等の基礎知識を学ぶ現場担当者研修会など多くの研修会を開催しています。会員の皆様には無償又は会員価格でご参加いただけます。

#### 産業廃棄物処理業許可の有効期限到来のお知らせ

和歌山県・和歌山市の産業廃棄物処理業の許可の有効期限の到来をお知らせします。

#### その他

随時必要な法律改正とその解説や新しい行政の指導通達及び業界情報をホームページやファックス、メール等でお知らせいたします。また、協会会員であることを認知してもらうため、会員名簿を県・市町村及び関係団体等に配布し、外部からの処理業者の問合せに対しては事業区分に応じた会員を優先的にご紹介しています。

### ○入会方法及び入会金

入会申込書を提出していただくことになっています。下記協会事務局へご連絡いただければ、入会申込書をお送りします。

◎入会金 正会員 50,000円

◎会費 正会員（収集運搬業）年額 84,000円（処分業）年額 120,000円

※ただし、収集運搬業、処分業兼業者は処分業年額、また、産業廃棄物処理業の許可を持たない正会員は、収集運搬業年額を適用します。

賛助会員 年額 30,000円

◇◆◇一般社団法人和歌山県産業資源循環協会◆◆◇

〒640-8150 和歌山県和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル

TEL : 073-435-5600 FAX : 073-424-5553

E-mail: wasanpai@sanpai.com URL: http://wakayama.sanpai.com

## 6-⑥ 建設業の経営事項審査の加点対象について

建設業法施行規則の一部改正に伴い、経営事項審査の社会性評価項目で、防災協定を締結している業者には、加点数が20点となります。

当協会は、平成18年7月26日に和歌山県と「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結しています。会員の皆様には、これに伴う各種調査等に協力することによって、当協会から証明書の交付を受け、この制度を活用いただけます。

なお、他の団体ですでに災害防止協定等同様の加点を受けている場合は、二重に加点を受けることはできませんので、ご注意ください。

証明書発行を希望される方は、「経審の防災協定に係る協会加入証明交付願」に必要事項をご記入のうえ、FAXでお申し込み下さい。

### 経審の防災協定に係る協会加入証明交付願

当社は、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会が行う「大規模災害時における災害廃棄物の処理等」に協力することをお誓いいたします。

※必ず全てご記入ください

許可番号 (土木、建築に関する)	(例) 国土交通大臣許可(特-9)第22222号 和歌山県知事許可(般-11)第11111号
許可年月日	
会社名	
代表者氏名	
所在地	
TEL 番号	
FAX 番号	
経審の審査基準日 (直近の決算日)	令和      年      月      日

申請年月日                      令和      年      月      日

一般社団法人 和歌山県産業資源循環協会  
会長 須磨徳裕様

FAXでお申し込みください。(FAX番号:073-424-5553)

## 6-⑦ 全産連和歌山県地区政治連盟へ加入のお願い

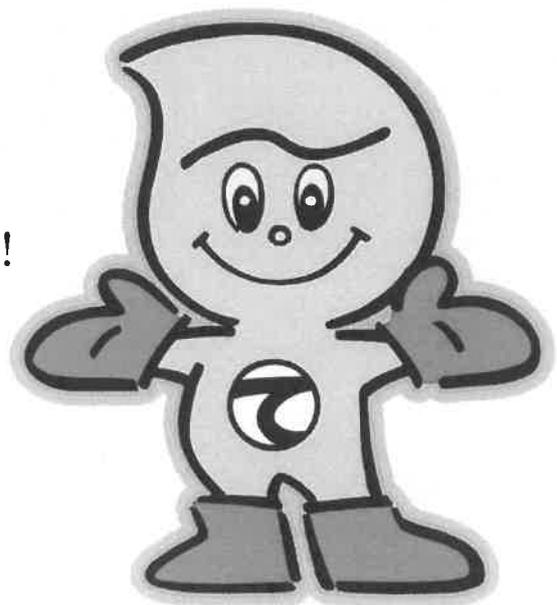
### 全産連和歌山県地区政治連盟へ加入のお願い！

☆和歌山県地区政治連盟は、会員の社会的地位の確保と経済的基盤の向上を図ることを目的に平成21年8月に当協会理事会の承認を得て、和歌山県選挙管理委員会に政治団体設立届を提出しました。下記の事項を確認のうえ、事業目的にご賛同いただき、未加入の全会員各位に加入をお願いするものであります。

☆我々協会は全国47都道府県に組織された団体ではありますが、官庁評価は補完的位置づけとされているのが現状であります。法律の求める適正処理を順守するためには、適正な処理費を享受し、適正な利潤が確保されなければ業界全体の将来はないと考えます。

平成26年10月14日には産業廃棄物処理業における制度や振興策等の実現を図ることを目的として自由民主党衆参両議院有志（令和6年10月28日現在111名）による「産業・資源循環議員連盟」が設立されました。こうした追い風はありますが、我々は今まで以上、全国産業資源循環連合会会員が一丸となった団結力で、業界の将来を見据えた活動を強力に推進していかなければならないのではないのでしょうか。業界の目的を達成するには、まだまだ多くの方の理解を求め、力を貸していただくための積極的な活動が必要であります。皆様には、そうした活動の拠点となる全産連和歌山県地区政治連盟に是非ともご加入よろしくお願いいたします。

てき丸くんからのお願い！



## 6-⑧ 「ヒヤリ・ハット」体験事例の募集について

廃棄物処理業（産業廃棄物処理業を含む）が業種別労働者死傷災害発生率においてトップクラスであることを示す調査があります。被災者にとっては勿論不幸なことでありますが、事業所にとっても労働損失日数が多いこと等、大きなマイナスとなってしまいます。このため労働災害を少しでも減らすための対策を図ることが企業にとって重要であります。例えば労働災害防止対策として以下の対策が考えられます。

### [労働災害防止対策]

#### 1 共通事項

- (1) 安全衛生管理体制の確立
- (2) 危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメント）の実施
- (3) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底
- (4) 転倒、墜落・転落災害の防止対策の徹底
- (5) 雇入れ時や作業内容変更時等における安全衛生教育の徹底
- (6) 安全衛生担当者の能力向上教育の実施
- (7) 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の徹底
- (8) 「過重労働による健康障害防止のための総合対策」に基づく措置の徹底及び長時間労働者への医師による面接指導制度の確立及び徹底

#### 2 廃棄物処理業（一般・産業廃棄物処理業及び再生資源卸売業）

- (1) 「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生管理規程」を活用した収集運搬作業、中間処理作業、最終処分作業に係る労働災害防止対策の徹底
- (2) 処理施設内における爆発、火災等の防止対策の徹底
- (3) 機械式ごみ収集車等の点検整備の励行及びごみ収集作業における安全な作業方法の徹底
- (4) 車両系建設機械及び車両系荷役運搬機械による災害防止対策の徹底
- (5) 廃棄物処理作業における保護めがね、保護帽、手袋及び呼吸用保護具等の保護具の使用の徹底
- (6) 廃棄物処理作業等における石綿ばく露防止対策の徹底
- (7) 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類のばく露防止対策の徹底
- (8) 廃PCBの無害化処理作業におけるPCBばく露防止対策の徹底
- (9) 夏季の熱中症予防対策の徹底

こういった労働安全衛生対策を職場内で話し合い、また、職場の特性にあった対策を立て従業員全体でその内容を理解した上で取り組む必要があります。

職場内での作業中や自動車の運転中に「ヒヤリ」としたり「ハッ」としたことがあるはずです。

その体験と職場内での取り組み等について次ページの「ヒヤリ・ハット」体験事例として、協会にお寄せください。頂いた「ヒヤリ・ハット」体験事例については、会報の8月号に掲載致します。また、会員相互がこの体験情報を共有し、対策を講じて頂き、事故を未然に防いで行きたいと考えています。

## 「ヒヤリ・ハット」体験事例

職場内での作業中のみならず、自動車の運転中に「ヒヤリ」としたり「ハッ」としたことはありませんか？

その体験を協会にお寄せください。会報に掲載して会員が相互にこの体験情報を共有し、対策を講じて事故を未然に防いでいきたいと考えています。体験内容等については、具体的にご記入ください。

※ 「分類」及び「事故の型」については、該当する箇所を○で囲んでください。

- 1 分類 (1) 収集運搬 (収集運搬車両運転中を含む) (2) 中間処理 (3) 最終処分  
 2 事故の型 (1) はさまれ (2) 巻き込まれ (3) 墜落 (4) 転落 (5) 転倒 (6) 爆発 (7) 火災 (8) 衝突 (9) その他 ( )

会社名	
担当者名	
住所	〒
連絡先	TEL                   —                   —
	FAX                   —                   —
いつ	令和      年      月      日 (      時      分頃)
どこで (発生場所)	
何をしているとき(発生時作業内容)	
何がどうした・どうなった (要因と結果)	
改善すべき事項(個人的・社内的)	
改善した結果(効果)	

## 6-⑨ 協会ホームページ掲載情報

会員専用サイト『会員マイページ』及び『TOPICS』掲載一覧(令和6年8月～12月分) 最新の情報を随時更新していますので、閲覧のほどよろしくお願いいたします。

### 会員マイページ更新情報

- 12/24 ・(厚労省) 令和6年度化学物質管理強調月間の実施に伴う協力依頼について
- 12/04 ・廃コンクリートCO<sub>2</sub>固定化検討ワーキンググループ(第6回)の議事録について
- 11/25 ・産業廃棄物処理業の景況動向調査結果について
- 10/28 ・令和6年バルク貨物流動調査実施について
- 10/16 ・廃コンクリートCO<sub>2</sub>固定化検討ワーキンググループ(第5回)の議事録について
- 10/07 ・最低賃金額の改定及び各種賃上げ支援施策に関する周知・広報の実施等について  
「地域別最低賃金の全国一覧」 「業務改善助成」  
「最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業」
- 10/01 ・令和6年度第1回建設廃棄物部会運営委員会の議事録について
- 09/24 ・令和6年度「建設発生土の適正な管理に関する講習会」開催案内
- 09/13 ・令和6年度(第75回)全国労働衛生週間を迎えるにあたって 会長メッセージについて
- 09/10 ・令和6年度産業廃棄物処理業者が活用可能な政府支援策について  
・(入札公告) 医療用防護具等の再生処理等の廃棄物処理業務について
- 09/02 ・Safety Driving Award 2024
- 08/26 ・職場における熱中症予防対策の徹底について
- 08/23 ・「企業の森」協賛会員の募集について
- 08/20 ・令和6年度(第75回)全国労働衛生週間に関する協力依頼について  
・産業廃棄物処理業の景況動向調査について  
・廃コンクリートCO<sub>2</sub>固定化検討ワーキンググループ(第4回)の議事録について
- 08/01 ・令和6年度「近畿建設リサイクル表彰」の候補者募集について

## TOPICS

- 12/26 令和6年12月の実施行事
- 12/16 相互安全衛生パトロールを実施しました
- 12/09 かつらぎ町周辺、田辺市周辺「不法投棄防止巡回パトロール」の記事が循環経済新聞に掲載されました
- 12/09 令和6年度安全衛生推進研修会を開催しました
- 11/29 令和6年11月の実施行事
- 11/27 九度山町に車いすを寄贈しました
- 11/22 令和6年度第3回理事会を開催しました
- 11/20 第9回親睦チャリティゴルフコンペを開催しました
- 11/12 和歌山市一円「不法投棄防止巡回パトロール」の記事が循環経済新聞に掲載されました
- 11/05 田辺市周辺「不法投棄防止巡回パトロール」を実施しました
- 11/05 令和6年度「安全衛生推進研修会」の開催について
- 11/05 「熊野鶯の森」（和歌山県企業の森事業）植樹式を行いました
- 10/31 令和6年10月の実施行事
- 10/30 かつらぎ町周辺「不法投棄防止巡回パトロール」を実施しました
- 10/22 和歌山市一円「不法投棄防止巡回パトロール」を実施しました
- 09/30 令和6年9月の実施行事
- 09/30 令和6年度産業廃棄物処理現場担当者研修会を開催しました
- 08/30 令和6年8月の実施行事
- 08/23 「熊野鶯の森」（和歌山県企業の森事業）調印式を行いました
- 08/23 令和6年度第2回理事会を開催しました

## 7 情報コーナー

7-① 令和6年11月1日道路交通法の改正について

# 自転車ofスマホ・酒気帯び 罰則強化



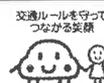
令和6年11月1日  
道路交通法改正

### 自転車運転中の新たな罰則

携帯電話使用等 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

警察庁・都道府県警察



令和6年11月1日 道路交通法の改正

# 自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました



運転中のながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※停止中の操作は対象外

違反者は、  
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、  
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



酒気帯び運転および帮助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、  
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、  
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、  
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は  
自転車運転者講習制度の対象になります。

## 自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反復して行った者は講習制度の対象となります。※受講命令違反 5万円以下の罰金

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。

令和6年11月

民間排出事業者様

大阪湾広域臨海環境整備センター

## 令和7年度 処分料金後納制の導入について（お知らせ）

平素より、大阪湾広域臨海環境整備センターを御利用いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、当センターでは、令和7年度より下記のとおり処分料金後納制を導入させていただくことといたしましたので、お知らせいたします。

民間排出事業者様におかれましては、御理解、御協力のほどよろしく御願申し上げます。

### 記

#### 1 導入理由

民間排出事業者様への料金後納制の導入については、以前より強い御要望をいただいていることから、この度、民間排出事業者様の利便性の向上等を考慮させていただき導入することといたしました。

2 実施時期 令和7年4月～

3 対象事業者 全民間排出事業者様

4 請求頻度 2ヶ月に1回（年6回のご請求）

#### 5 請求書発行日及び納期限

偶数月の1日に発行、納期限は請求書発行月の末日

（例：4月・5月利用分の請求書を6月1日に発行、納期限は6月30日）

#### 【問合せ先】

大阪湾広域臨海環境整備センター 業務課

TEL06-6204-1722

## 8

## 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の令和6年主要事業・行事

月	日	主催・事業	場 所	行 事 内 容
1	11	和産協:車いす寄贈	かつらぎ町役場	第7回親睦チャリティーゴルフコンペの車いす寄贈
	12	全産連:政治連盟	東京都	全国産業資源循環連合会政治連盟第61回理事会
	19	和歌山県	和歌山県データ活用推進センター	未使用資源(廃食油)活用に係るワーキンググループ(第2回)
	24	和産協:支部研修会	東牟婁振興局	令和5年度 紀南支部研修会
	25	和産協:支部研修会	上富田文化会館	令和5年度 御坊・田辺支部研修会
	26	全産連:青年部協議会近畿ブロック	大阪府	令和6年賀詞交歓会
	30	全産連:近畿地域協議会	ホテルグランヴィア和歌山	全国産業資源循環連合会近畿地域協議会
2	1	和歌山県地区政治連盟理事会	協会会議室	令和6年 和歌山県地区政治連盟第1回理事会
	6	JWセンター:許可講習会試験	和歌山県勤労福祉会館 プラザホープ	【午前】新規 収集運搬課程 【午後】更新 収集運搬課程
	7	JWセンター:許可講習会試験	和歌山県勤労福祉会館 プラザホープ	【午前】更新 収集運搬課程
	7	全産連:正会員事業研修	Web会議	令和5年度 正会員事業研修
	8	全産連:青年部協議会	鳥取県	第13回カンファレンス
	14	和産協:支部研修会	粉河ふるさとセンター	令和5年度 紀北支部研修会
	15	和産協:支部研修会	和歌山県勤労福祉会館 プラザホープ	令和5年度 和歌山支部、有田・海南支部研修会
	16	和歌山県地区政治連盟総会	協会会議室	和歌山県地区政治連盟第15回総会
	16	全産連:事務局責任者会議	Web会議	令和5年度 第2回全国正会員事務局責任者会議
	22	和産協:常任理事会	協会会議室	常任理事会
	22	和産協:理事会	和歌山市勤労者総合センター	令和5年度 第4回理事会
	26	和産協:許可講習会	Web会議	2024年度 許可等講習会における事務取扱説明会
	27	和産協:青年部会	協会会議室	令和5年度 第6回青年部会役員会
	29	和産協:県外視察研修(～3/1)	兵庫県・大阪府	令和5年度 県外視察研修会
3	5	環境省近畿地方環境事務所	Web会議	大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会
	12	全産連:政治連盟	Web会議	全国産業資源循環連合会政治連盟第22回代議員会
	13	国土交通省近畿地方整備局	大阪府	令和5年度 近畿建設リサイクル講演会
	19	和産協:安全衛生推進委員会	和歌山県勤労福祉会館 プラザホープ	令和5年度 労働災害事例研修会(和歌山会場)
	28	和産協:安全衛生推進委員会	上富田文化会館	令和5年度 労働災害事例研修会(田辺会場)
4	10	和産協:青年部会	協会会議室	令和6年度 第1回青年部会役員会
	17	和産協:安全衛生推進委員会	協会会議室	令和6年度 安全衛生推進委員会
	24	和産協:決算監査	協会会議室	令和5年度 決算監査
	25	和産協:常任理事会	協会会議室	常任理事会
	25	和産協:理事会	和歌山市勤労者総合センター	令和6年度 第1回理事会
5	9	和産協:親睦チャリティーゴルフコンペ	有田リソルゴルフクラブ	第8回親睦チャリティーゴルフコンペ
	17	全産連:青年部協議会近畿ブロック	奈良県	令和6年度 通常総会
	21	和歌山県	和歌山県データ活用推進センター	未使用資源(廃食油)活用に係るワーキンググループ(第3回)
	27	和歌山県	ホテルパローム紀の国	令和6年和歌山県知事表彰式(受賞者:須磨徳裕)
	29	和歌山市	和歌山市勤労者総合センター	令和6年度第1回和歌山市廃棄物減量等推進審議会
6	5	和産協:総会	ダイワロイネットホテル和歌山	第12回通常総会
	5	和産協:総会	ダイワロイネットホテル和歌山	第12回通常総会 懇親会

月	日	主催・事業	場 所	行 事 内 容
	5	和産協:青年部会	ダイワロイネットホテル和歌山	令和6年度 第2回青年部会役員会
	5	和産協:青年部会	ダイワロイネットホテル和歌山	第12回青年部会総会
	13	全産連:青年部協議会	東京都	第25回通常総会
	14	全産連:総会	東京都	第14回定時総会
	14	全産連:政治連盟	東京都	全国産業資源循環連合会政治連盟第62回理事会
	23	和産協:クリーンアップキャンペーン	和歌山市	第27回クリーンアップキャンペーン(浜の宮) 強風のため中止
	28	和産協:車いす寄贈	太地町役場	第8回親睦チャリティーゴルフコンペの車いす寄贈
7	2	和産協:訪問	和歌山県庁 和歌山市役所	和歌山県知事・和歌山市長を訪問
	12	全産連:近畿地域協議会	滋賀県	全国産業資源循環連合会近畿地域協議会
8	7	JWセンター:許可講習会	和歌山県勤労福祉会館 プラザホープ	【対面】更新 収集運搬課程
8		JWセンター:許可講習会試験	和歌山県勤労福祉会館 プラザホープ	【午前】新規 収集運搬課程 【午後】特別管理産業廃棄物管理責任者
8		和歌山県	みなべ町中央公民館	令和6年度災害廃棄物処理担当者勉強会
21		和産協:熊野鷲の森	和歌山県庁	「熊野鷲の森」(和歌山県企業の森事業)調印式
22		和産協:常任理事会	協会会議室	常任理事会
22		和産協:理事会	和歌山市勤労者総合センター	令和6年度 第2回理事会
9	6	全産連:近畿地域協議会(～9/7)	滋賀県	令和6年度 近畿地域協議会事務局職員研修会
6		全産連:青年部協議会近畿ブロック	兵庫県	令和6年度 スポーツ交流会
15		和産協:クリーンアップキャンペーン	美浜町	第28回クリーンアップキャンペーン(煙樹ヶ浜)雨のため中止
27		和産協:現場担当者研修会	和歌山城ホール	令和6年度 産業廃棄物処理現場担当者研修会
10	8	全産連:政治連盟	東京都	全国産業資源循環連合会政治連盟第63回理事会
9		和産協:青年部会	協会会議室	令和6年度 第3回青年部会役員会
17		和産協:収集運搬部会	和歌山市内一円	不法投棄防止巡回パトロール
24		和産協:収集運搬部会	かつらぎ町周辺	不法投棄防止巡回パトロール
30		和歌山県	和歌山県データ活用 推進センター	家庭用使用済み天ぷら油回収実証事業に係る関係者会議(第1回)
31		和産協:収集運搬部会	田辺市周辺	不法投棄防止巡回パトロール
11	3	和産協:熊野鷲の森	すさみ町	「熊野鷲の森」(和歌山県企業の森事業)植樹式
7		和歌山市	和歌山市勤労者総合センター	令和6年度第2回和歌山市廃棄物減量等推進審議会
8		和産協:親睦チャリティーゴルフコンペ	南紀白浜ゴルフ倶楽部	第9回親睦チャリティーゴルフコンペ
15		和歌山県	和歌山県民文化会館	使用済み天ぷら油回収実証事業の周知啓発業務に係る和歌山県商工労働部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会
15		全産連:全国大会	岐阜県	第20回産業廃棄物と環境を考える全国大会
21		和産協:常任理事会	協会会議室	常任理事会
21		和産協:理事会	和歌山市勤労者総合センター	令和6年度 第3回理事会
22		大阪協会:さんばいフォーラム	大阪府	循環経済を目指す脱炭素型資源循環と新たな法制
26		和産協:車いす寄贈	九度山町役場	第9回親睦チャリティーゴルフコンペの車いす寄贈
26		和産協:災害廃棄物処理	Web会議	令和6年度信越北陸地域協議会事務局職員研修会 「能登半島地震に於ける協会対応」「災害対策室の役割」「災害廃棄物×DX」
27		全産連:青年部協議会	愛媛県	第14回カンファレンス
28		和産協:安全衛生推進委員会	和歌山商工会議所	令和6年度 安全衛生推進研修会(和歌山会場)
12	5	和産協:安全衛生推進委員会	上富田文化会館	令和6年度 安全衛生推進研修会(田辺会場)
13		和産協:安全衛生推進委員会	御坊・田辺支部	相互安全衛生パトロール

会員数（令和6年11月30日現在）

	正会員数
紀北支部	34
和歌山支部	75
海南・有田支部	30
御坊・田辺支部	57
紀南支部	21
合計	217

	賛助会員数
合計	15



## じゅんかんわかやま VOL. 53

令和7年1月

発行人 須磨徳裕  
企画・編集 和田年晃  
発行所 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会  
〒640-8150  
和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル  
TEL 073-435-5600  
FAX 073-424-5553  
URL <http://wakayama.sanpai.com>  
E-mail [wasanpai@sanpai.com](mailto:wasanpai@sanpai.com)  
印刷 和歌山県海南市築地6-24  
有限会社 かさい  
TEL 073-482-1647

# Wakayama Japan



## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



ひとりひとりができること  
**ゼロカーボン  
 アクション30**

### くまのうくいす 「熊野鷹の森」

和歌山県が企業や団体の協力を得て県内の森林保全活動を行う「企業の森」事業で、当協会が取組むことになりました。すさみ町の0.86haの山林を「熊野鷹の森」と名付け、県・すさみ町・協会の3者で、「森林保全・管理協定」を結び、ウバメガシ、桜、楓などの苗木2580本を植樹し、2024年8月からの10年間で新たな森林を創る事業です。

編集 発行 一般社団法人 和歌山県産業資源循環協会

〒640-8150 和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル  
 TEL 073-435-5600 FAX 073-424-5553  
 U R L <http://wakayama.sanpai.com>  
 E-mail [wasanpai@sanpai.com](mailto:wasanpai@sanpai.com)